

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 2 年 度 (2 0 1 0 年 度)

豊 中 市

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成二二年度（二〇一〇年度）豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成23年度で23年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成22年度は、行政文書開示制度では、379件（うち、75件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、117件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われまます。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたく思います。

本書は、平成22年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成23年（2011年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	6
(5) 開示の実施方法	7
(6) 行政文書開示請求	8
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	37
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	38
(3) 部局別開示等請求件数	39
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	40
(5) 自己情報開示等請求	41
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	51
(2) 審査会の答申	52
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	77
(2) 利用内容と利用者の内訳	78
(3) 保有資料の複写状況	78
(4) 有料頒布資料の販売状況	79
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	81
(6) 配架されている主な資料	82
V. 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	83
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	89
(2) 運営委員会の開催状況	90
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	94
(4) 審査会の開催状況	95

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	103
(2) 豊中市個人情報保護条例	109
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	123
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	124
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	126

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分	21年度まで	22年度	合 計	
請求件数	9,032件(315)	379件(75)	9,411件(390)	
請求者数	1,190人(159)	126人(42)	1,316人(201)	
処 理 状 況	全部開示	2,179件(87)	151件(27)	2,330件(114)
	部分開示	3,905件(148)	172件(33)	4,077件(181)
	不開示	222件(13)	5件(3)	227件(16)
	不開示 (文書不存在)	233件(19)	19件(5)	252件(24)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2,490件(48)	27件(7)	2,517件(55)
	特例延長		5件(-)	
	却下	3件(-)	0件(-)	3件(-)
	開 示 率	96.5%(94.8%)	98.5%(95.2%)	96.6%(94.9%)
不服申立て件数	97件	1件	98件	

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

- 平成22年度の行政文書の開示請求は、延べ84人から304件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示124件、部分開示139件、不開示2件、文書不存在による不開示14件、取下げ20件でした。なお、特例延長により次年度に決定を繰り越したものが5件あります。
 電子申請による行政文書開示請求は、平成22年度から一時中止しています。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を延べ42人から75件受けました。その処理状況は、全部開示27件、部分開示33件、不開示3件、文書不存在による不開示5件、取下げ7件でした。

開示請求の主なもの(任意開示の申出を含む。)は、開発行為等に関する文書67件、共同住宅等の水道料金に関する文書50件でした。

制度化以来の通算では、延べ1,316人から9,411件の行政文書について請求があり（任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示2,330件、部分開示4,077件、不開示227件、文書不存在による不開示252件、取下げ2,517件、却下3件となっています。

開示率（※）は、平成22年度は98.5%、制度化以来では96.6%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1	市長	総務部	法務室	8 (1)	253
			秘書課	2 (2)	
			情報公開課	2 (0)	
			人材育成室 人事課	9 (0)	
			人材育成室 職員課	1 (0)	
			契約検査室	1 (1)	
			財産管理課	41 (12)	
		人権文化部	豊中人権まちづくりセンター	2 (2)	
			男女共同参画推進課	2 (0)	
		政策企画部	企画調整室	2 (1)	
			コミュニティ政策室	3 (3)	
		環境部	環境政策室	15 (9)	
			公園みどり推進課	2 (2)	
			廃棄物対策室 減量推進課	3 (0)	
			廃棄物対策室 環境業務課	5 (4)	
		財務部	財政課	1 (0)	
			税務室 固定資産税課	3 (3)	
			税務室 納税管理課	7 (0)	
		健康福祉部	福祉事務所 生活福祉課	1 (1)	
			福祉事務所 高齢介護課	1 (0)	
		こども未来部	保育課	9 (0)	
		まちづくり推進部	住宅課	3 (3)	
			市街地整備室	14 (1)	
			空港室	3 (0)	
			建築課	2 (2)	
			土地利用調整室 開発審査課	67 (3)	
			土地利用調整室 建築審査課	1 (0)	
			土地利用調整室 監察課	1 (0)	
			中高層建築調整室	10 (2)	
		土木部	道路建設課	1 (1)	
			道路管理課	28 (0)	
			道路維持課	2 (0)	
		市立豊中病院	経営企画室	1 (1)	
2	上下水道事業管理者	上下水道局経営部	総務課	2 (0)	111
			経営企画課	5 (0)	
			お客さまセンター 窓口課	69 (0)	
			お客さまセンター 給排水課	11 (0)	
		上下水道局技術部	水道室 水道建設課	4 (0)	
			下水道室 下水道建設課	14 (13)	
		猪名川流域下水道事務所	6 (6)		
3	教育委員会	教育総務室	総務課	4 (0)	15
			教育施設課	7 (2)	
		学校教育室	義務教育課	2 (0)	
			保健体育課	2 (0)	
3実施機関		14部局	44課	379 (75)	379

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
請求件数	9,032 (315)	379 (75)	9,411 (390)
不開示又は部分開示件数	4,127 (161)	177 (36)	4,304 (197)

内訳

個人情報	2,728 (100)	152 (31)	2,880 (131)
法人等情報	2,732 (81)	103 (22)	2,835 (103)
審議検討等情報	79 (16)	2 (0)	81 (16)
事務事業情報	1,016 (34)	11 (1)	1,027 (35)
任意提供情報	4 (0)	1 (0)	5 (0)
公共安全等情報	226 (2)	3 (0)	229 (2)
法令秘等情報	4 (0)	4 (0)	8 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取り扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成22年度は379件(取下げ27件を含む。)の開示請求(任意開示の申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(5件)又は部分開示(172件)の決定が行われたものが、177件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの152件(85.9%)、法人等情報(第2号)103件(58.2%)、審議検討等情報(第3号)2件(1.1%)、事務事業情報(第4号)11件(6.2%)、任意提供情報(第5号)1件(0.6%)、公共安全等情報(第6号)3件(1.7%)、法令秘等情報(第7号)4件(2.3%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては委託契約業者の選定事務に関する部分等でした。

制度化以来の通算では9,411件(取下げ等2,517件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(227件)又は部分開示(4,077件)の決定が行われたものは4,304件ありました。このうち、個人情報に該当するもの2,880件(66.9%)、法人等情報2,835件(65.9%)、審議検討等情報81件(1.9%)、事務事業情報1,027件(23.9%)、任意提供情報5

件（0.1%）、公共安全等情報229件（5.3%）、法令秘等情報8件（0.2%）、
国等協力関係情報等47件（1.1%）となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
市内に住所を有する者	7,881	224	8,105
事務所等を有するもの	305	76	381
在勤者	498	3	501
在学者	8	0	8
納税義務者	10	0	10
利害関係者	15	1	16
任意申出者	315	75	390
合 計	9,032	379	9,411

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成22年度の開示請求者の内訳は、379件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求224件(59.1%)、事務所等を有するもの(団体・個人)からの請求が76件(20.0%)、在勤者からの請求が3件(0.8%)、利害関係者からの請求が1件(0.3%)でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が75件(19.8%)ありました。

制度化以来の通算では9,411件の請求のうち、8,105件(86.1%)が市内に住所を有する者、381件(4.1%)が事務所等を有するもの、501件(5.3%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件(0.1%)が市内の学校に在学している者、10件(0.1%)が納税義務者、16件(0.2%)が利害関係者、390件(4.1%)が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
閲覧のみ	1,217 (4)	1 (0)	1,218 (4)
閲覧と写し等の交付	4,227 (83)	255 (28)	4,482 (111)
写し等の交付のみ	608 (137)	67 (32)	675 (169)
聴取又は視聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未実施	32 (11)	0 (0)	32 (11)
合 計	6,084 (235)	323 (60)	6,407 (295)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成22年度は、閲覧のみが1件(0.3%)、閲覧と写し等の交付が255件(79.0%)、写し等の交付のみが67件(20.7%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,218件(19.0%)、閲覧と写し等の交付が4,482件(70.0%)、写し等の交付のみが675件(10.5%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが32件となっています。

(6)行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成22年4月1日	工事車両通行認定申請書(豊土管特第 号)	市民	土木管理課	平成22年4月13日	部分開示	第1号、第2号	平成22年4月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
2	平成22年4月2日	開発行為許可申請書(許可番号)のうち現況図	市民	まちづくり推進利便整備審査課	平成22年4月7日	全部開示		平成22年4月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
3	平成22年4月6日	平成21年9月教育委員会会議 議事第5(議案第38号)に関する記録	市民	教育委員室課	平成22年4月20日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
4	平成22年4月6日	平成21年11月教育委員会会議 議事第6(議案第41号)に関する記録	市民	教育委員室課	平成22年4月20日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
5	平成22年4月6日	平成22年1月教育委員会会議 議事第5(議案第28号)に関する記録	市民	教育委員室課	平成22年4月20日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
6	平成22年4月6日	平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録	市民	情報公開課	平成22年4月16日	不開示	第1号、第3号	-	-	-	
7	平成22年4月7日	平成21年度特定粉じん排出等作業実施届出書の鑑	任意申出者	環境政策課	平成22年4月15日	部分開示	第1号、第2号	平成22年4月23日	写し等の 交付	-	
8	平成22年4月9日	先進都市派遣研修	市民	上下水道営業センター窓口	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
9	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収等のあり方作業部会	市民	上下水道営業センター窓口	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
10 ~ 15	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収等のあり方作業部会第1・2・5~8回開催	市民	上下水道営業センター窓口	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
16 ~ 21	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収等のあり方作業部会第1~3・6~8回議事録	市民	上下水道営業センター窓口	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
22	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収等のあり方検討会第3回開催	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
23 ・ 24	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収等のあり方検討会第2・3回 議事録	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
25 ・ 26	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会第1回 開催	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
27 ～ 29	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会第3 ・4・5回開催	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
30 ・ 31	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会第1回 議事録	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
32	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会委員会 等の変更	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
33	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会設置	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
34	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会第2回 開催	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
35 ～ 37	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画策定会第8 ～10回開催	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
38	平成22年4月9日	業務調査	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
39 ・ 40	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施に伴う広報とよなか への掲載	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
41	平成22年4月9日	豊中市申込等提供サービス(ホームページ)への掲載	市民	上水道営業センター 総務課	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
42	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検量及び各戸収納の実施に関する要綱の全部改正	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
43 ～ 45	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する取扱要綱の一部改正	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
46	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱の一部改正	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
47	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針及び各戸収納の実施に関する要綱の一部改正	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
48	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸収納等のあり方検討会議	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
49	平成22年4月9日	共同住宅等の検針・料金徴収のあり方検討の上申	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
50	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸収納実施計画策定部会委員選出	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
51	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸収納実施計画策定部会委員	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
52	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸収納実施計画策定部会委員の変更	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
53 ～ 55	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸収納実施計画策定部会第3・4・8回議事録	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
56	平成22年4月9日	共同住宅等の各戸検針・各戸徴収実施計画検討の上申	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
57	平成22年4月9日	検定満期等によるメーター取替で平成16年度が2,750ヶの取替になっている理由がわかる文書一切	市民	上水道営業センター窓	平成22年4月23日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
58	平成22年4月14日	平成16～21年度(4,5,6,7,8街区)説明会資料(豊中市豊島北航対連合会及び自治会)	市民	まちづくり推進課	平成22年5月6日	取下げ	-	-	-	-	
59	平成22年4月14日	平成16～21年度利用緑地(4,5,6街区)に関する、国、府、機構、市の協議録及び豊島北航対連と自治会への説明資料	市民	まちづくり推進課	平成22年4月28日	部分開示	第1号	平成22年5月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
60	平成22年4月21日	豊中市上新田土地区画整理組合 第8回総会議事録	在勤者	まちづくり推進課	平成22年4月30日	部分開示	第1号、第2号	平成22年5月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
61	平成22年4月23日	家屋価格等縦覧帳簿	任意申出者	財務資産課	平成22年5月7日	不開示	第1号	-	-	-	
62	平成22年4月23日	地番参考図及び家屋参考図の電磁的記録	任意申出者	財務資産課	平成22年5月7日	不開示	第1号、第2号、第4号	-	-	-	
63	平成22年4月23日	平成13年より市水道メータを取付けた公共施設の資料一切(新設)	市民	下水道局 営業センター	平成22年4月23日	取下げ	-	-	-	-	
64	平成22年4月28日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり推進課	平成22年5月6日	取下げ	-	-	-	-	
65	平成22年4月30日	道路境界線の確認について	市民	まちづくり推進課	平成22年5月13日	部分開示	第1号	平成22年5月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
66	平成22年4月30日	道路境界線の確認について(回答)	市民	まちづくり推進課	平成22年5月13日	全部開示	-	平成22年5月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
67	平成22年4月30日	新設の給水装置工事申込時にメーター費用として徴収していた金額 平成5年より平成12年度迄の内訳のわかる議案資料一切	市民	財務課	平成22年5月14日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
68	平成22年5月6日	平成12年度給水装置工事単価の設定について	市民	下水道局 営業センター	平成22年5月19日	全部開示	-	平成22年5月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
69	平成22年5月10日	開発行為等協議申出書(受付番号)	事業者(団体)	まちづくり推進課	平成22年5月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年5月17日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
71	平成22年5月10日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整備審査課	平成22年5月11日	部分開示	第1号、第2号	平成22年5月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
72	平成22年5月10日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整備審査課	平成22年5月11日	全部開示	-	平成22年5月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
73	平成22年5月10日	2008年3月時点での、東豊中町5丁目3番における道路 工事に関し、市と の間に交された契約、申合せ等 の書類	市民	土木維持課	平成22年5月20日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
74	平成22年5月10日	後援名義の使用について	任意申出者	総務課	平成22年5月24日	部分開示	第1号	平成22年6月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
75	平成22年5月10日	後援名義の使用及び市長賞状の交付について	任意申出者	総務課	平成22年5月24日	部分開示	第1号	平成22年6月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
76	平成22年5月10日	公園内制限行為承認申込書及び使用料減免申込書(ふれ あい緑地 平成21年4月19日承認分)	任意申出者	環境みどり課	平成22年5月24日	部分開示	第1号	平成22年6月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
77	平成22年5月10日	公園内制限行為承認申込書及び使用料減免申込書(ふれ あい緑地 平成21年8月24日承認分)	任意申出者	環境みどり課	平成22年5月24日	部分開示	第1号、第2号	平成22年6月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
78	平成22年5月19日	計量用(ID)カード信用書(1、3区 車両分)	市民	環境業務課	平成22年6月1日	部分開示	第2号	平成22年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
79	平成22年5月19日	許可業者台帳(豊中市指令環減第 号)及び平成22 年度収集運搬車両一覧表並びに一般廃棄物処理業許可 申請事項変更届出書	市民	環境対策室	平成22年6月1日	部分開示	第1号	平成22年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
80	平成22年5月25日	柴原土地区画整理換地図()	任意申出者	まちづくり推進地整備室	平成22年5月31日	部分開示	第1号	平成22年6月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
81	平成22年5月25日	昭和50年より平成12年度迄の議会資料一切	市民	上下水道部	平成22年5月26日	取下げ	-	-	-	-	
82	平成22年5月25日	昭和50年より平成12年度迄の量水器買取金額がわかる資 料一切	市民	上下水道部 総合センター 水	平成22年6月4日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
83	平成22年5月26日	平成12年度給水装置工事単価の設定について	市民	上水道営業センター 給排水課	平成22年6月8日	全部開示	-	平成22年6月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
84	平成22年5月31日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進利 用地整 査課	平成22年6月3日	部分開示	第1号、第4号	平成22年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
85	平成22年5月31日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進利 用地整 査課	平成22年6月3日	全部開示	-	平成22年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
86	平成22年6月1日	平成19年6月25日付、大阪航空局・大阪府・空港周辺整備機構・豊中市出席による、 への説明会資料及び 会議録	市民	まちづくり 推進利 用地整 査課	平成22年6月8日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
87 ・ 88	平成22年6月3日	すてっぷの訴訟にかかる弁護士費用(一審・二審)	市民	総務 部 室	平成22年6月3日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
89	平成22年6月3日	訴訟事件等委託協定書	市民	総務 部 室	平成22年6月17日	全部開示	-	平成22年6月25日	写し等の 交付	-	
90	平成22年6月3日	支出負担行為兼支出命令書(損害賠償請求上告事件ほか 2件の看手金)	市民	総務 部 室	平成22年6月17日	全部開示	-	平成22年6月25日	写し等の 交付	-	
91	平成22年6月3日	すてっぷ訴訟にかかる弁護士との打合せ回数わかるもの	市民	人権文化 男女共 同推進 部 画 課	平成22年6月4日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
92	平成22年6月3日	訴訟の応訴及び訴訟委任について	市民	人権文化 男女共 同推進 部 画 課	平成22年6月17日	部分開示	第1号、第4号 1、第5号	平成22年6月25日	写し等の 交付	-	
93	平成22年6月4日	市立豊中病院の入札結果「感染性産業廃棄物処理業務」 平成22年度 落札業者、入札参加業者、金額	任意申出者	市立豊中 病院 事務 部 画 室	平成22年6月4日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
94	平成22年6月4日	許可工事台帳(造成場所)	市民	まちづくり 推進利 用地整 査課	平成22年6月10日	部分開示	第1号	平成22年6月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
95	平成22年6月7日	神崎刀根山線補修工事の設計書(平成19年度)	市民	土木 部 持 課	平成22年6月21日	全部開示	-	平成22年6月28日	閲覧	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
96	平成22年6月8日	堀田池公用廃止に伴う寄付申込書 昭和41年9月17日	市民	総務部 財産管理課	平成22年6月10日	部分開示	第1号	平成22年6月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
97	平成22年6月8日	堀田池公用廃止に伴う寄付申込書 昭和42年7月20日	市民	総務部 財産管理課	平成22年6月10日	部分開示	第1号	平成22年6月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
98	平成22年6月17日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境部 環境政策室	平成22年6月30日	部分開示	第1号	平成22年7月2日	写し等の 交付	-	
99	平成22年6月17日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境部 環境政策室	平成22年6月30日	部分開示	第1号、第2号	平成22年7月2日	写し等の 交付	-	
100	平成22年6月17日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境部 環境政策室	平成22年6月30日	全部開示	-	平成22年7月2日	写し等の 交付	-	
101	平成22年6月21日	平成22年度豊中市直営ゴミ収集業者の正職員の賃金がわかる文書	事業者 (団体)	総務部 人材育成課	平成22年6月29日	取下げ	-	-	-	-	ホームページ
102	平成22年6月21日	豊中市に登録のあるの車輛の車検証()	事業者 (団体)	環境部 廃棄物対策推進課	平成22年6月29日	取下げ	-	-	-	-	
103	平成22年6月21日	の許可車輛の自動車検査証()	事業者 (団体)	環境部 廃棄物対策推進課	平成22年6月29日	全部開示	-	平成22年7月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
104	平成22年6月22日	豊中市立箕輪小学校 ボーリング柱状図・調査位置図	任意申出者	教育委員会 総務施設課	平成22年7月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
105	平成22年6月22日	豊中市立第五中学校 平面図・ボーリング柱状図	任意申出者	教育委員会 総務施設課	平成22年7月5日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
106	平成22年6月22日	豊中解放会館整備工事地質調査における土質柱状図および調査位置図	任意申出者	文化 権中人権まちづくり センター	平成22年7月5日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
107	平成22年6月22日	老人憩いの家建設工事地質調査における土質柱状図および調査位置図	任意申出者	文化 権中人権まちづくり センター	平成22年7月5日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
108	平成22年6月22日	豊中市菅岡町北住宅建設工事図面(ボーリング柱状図)	任意申出者	まちづくり推進住宅	平成22年7月5日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
109	平成22年7月8日	(仮称) に伴う標識設置届出書のうち図面一式	任意申出者	まちづくり推進高層建築調整室	平成22年7月16日	部分開示	第1号、第2号	平成22年7月20日	写し等の交付	-	
110	平成22年7月9日	毎月検針実施における経費等試算について	市民	上下水道営企経営課	平成22年7月23日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
111	平成22年7月13日	自治会活動に起因する事故に関する保険契約に係る仕様内容並びに指名競争入札の実施及び業者指名について(仕様書)	任意申出者	政策企画部コミュニティ政策室	平成22年7月23日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
112	平成22年7月13日	自治会活動に起因する事故に関する保険契約の締結について(保険証券及び特約事項)	任意申出者	政策企画部コミュニティ政策室	平成22年7月23日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
113	平成22年7月13日	平成21年度自治会活動災害補償保険の保険金支払い報告について	任意申出者	政策企画部コミュニティ政策室	平成22年7月23日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
114	平成22年7月14日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境政策部	平成22年8月2日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
115	平成22年7月14日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境政策部	平成22年8月2日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
116	平成22年7月14日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境政策部	平成22年8月2日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
117	平成22年7月14日	特定工場等設置許可申請書()	任意申出者	環境政策部	平成22年8月2日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の交付	-	郵送
118	平成22年7月16日	窓口課計量業務委託の実施について	市民	上下水道営企窓お客様センター	平成22年7月30日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び写し等の交付	-	
119	平成22年7月16日	質問に対する回答について	市民	上下水道営企窓お客様センター	平成22年7月30日	部分開示	第1号	平成22年7月30日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
120	平成22年7月16日	第1回計量業務委託業者選定委員会の開催について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
121 ・ 122	平成22年7月16日	第2・3回計量業務委託業者選定委員会の開催について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	部分開示	第4号イ	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
123 ・ 124	平成22年7月16日	第4・5回計量業務委託業者選定委員会の開催について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	部分開示	第1号、第4号イ	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
125	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る提案書説明会(プレゼンテーション)の案内について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
126	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る参加要請書等の送付について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
127	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る企画提案書の作成要領及び仕様書の送付について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	全部開示	-	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
128	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る受託予定事業者の決定について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	部分開示	第2号、第4号イ	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
129	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る審査結果通知書の送付について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	部分開示	第2号	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
130	平成22年7月16日	上下水道局計量業務委託に係る提案書説明会(プレゼンテーション)の開催について	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年7月30日	部分開示	第1号	平成22年7月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
131	平成22年7月21日	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について(平成21年度)	市民	健康福祉 高齢 福祉 介護 所課	平成22年7月22日	全部開示	-	平成22年7月26日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
132	平成22年8月9日	豊中市上新田土地区画整理組合 第9回総会議事録	事業者 (団体)	まちづくり 推進 部 街地整備 室	平成22年8月19日	部分開示	第1号、第2号	平成22年8月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
133	平成22年8月9日	2ヶ月検針 請求水量・水道料金変化(電子データ)	市民	上下水道局 営繕センター 窓口	平成22年8月20日	部分開示	第1号	平成22年8月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
134	平成22年8月9日	「隔月検針を毎月検針に変更した場合の給水収益変化について」(2008.2.18経営企画課 向のために作成したか、誰に渡したか)	市民	上下水道営業企画課	平成22年8月20日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
135 ・ 136	平成22年8月10日	2区・3区 収集運搬業務作業計画書(平成17年4月～平成19年3月末迄)	任意申出者	環境廃棄物対策課	平成22年8月24日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
137 ・ 138	平成22年8月10日	2区・3区 収集業務日報・計量伝票(平成17年4月～平成19年3月末迄)	任意申出者	環境廃棄物対策課	平成22年8月24日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
139	平成22年8月17日	公共用地境界についての図面(豊中市)	市民	総務管理課	平成22年8月20日	部分開示	第2号	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
140	平成22年8月17日	国土交通省所管国有財産の譲与について(通知)(文環第号平成17年7月25日付)	市民	総務管理課	平成22年8月20日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
141	平成22年8月17日	市道路線の認定に関する告示について(昭和41年11月7日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
142	平成22年8月17日	市道路線の区域決定に関する告示について(昭和41年11月7日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
143	平成22年8月17日	市道路線の供用開始に関する告示について(昭和41年11月7日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
144	平成22年8月17日	市道路線の認定に関する告示について(昭和55年3月29日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
145	平成22年8月17日	市道路線区域決定に関する告示について(昭和55年3月29日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
146	平成22年8月17日	市道路線の供用開始に関する告示について(昭和55年3月29日)	市民	土木管理課	平成22年8月23日	全部開示	-	平成22年9月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
147	平成22年8月17日	豊中市 北側水路敷の使用に関する豊中市と豊中警察における覚書等	市民	土木管理課	平成22年8月23日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
148	平成22年8月24日	開発行為許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
149	平成22年8月24日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
150	平成22年8月24日	工事を完了届出書に関する一切の書類、検査済証(平成21年10月29日豊中市指令第 号)及び告示(平成21年10月29日豊中市告示第 号)(豊中市)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月7日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
151	平成22年8月24日	最後通告(平成21年12月15日 受領分)	市民	財務納税課	平成22年9月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
152	平成22年8月24日	最後通告(平成22年8月2日 受領分)	市民	財務納税課	平成22年9月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
153	平成22年8月25日	開発行為等協議申出書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月8日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
154	平成22年8月25日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月8日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
155 ~ 160	平成22年8月30日	豊中市上新田土地区画整理組合 第2~7回総会議事録	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月13日	部分開示	第1号、第2号	平成22年9月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
161	平成22年8月31日	公共用地境界についての図面(豊中市)	任意申出者	総務課	平成22年9月6日	部分開示	第2号	平成22年9月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
162	平成22年9月6日	公共用地境界についての図面(豊中市)	任意申出者	総務課	平成22年9月14日	部分開示	第1号	平成22年9月17日	写し等の 交付	-	
163	平成22年9月8日	平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)抗築造工事について 内訳書、代価表(金入)	利害関係者	上下水道技術部下水道室 上下水道建設課	平成22年9月17日	取下げ		-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
164	平成22年9月10日	工事完了届出書及び検査済証(告示)に関する一切の書類 (豊中市指令建指第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月24日	部分開示	第1号、第2号	平成22年10月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
165 ・ 166	平成22年9月13日	上下水道局守衛室での預金収受状況 日毎集計(件数・金額)平成21・22年度	市民	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年9月17日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
167	平成22年9月14日	開発行為等事前相談書(受付番号)	任意申出者	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月24日	部分開示	第2号	平成22年9月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
168	平成22年9月14日	人事記録(行政文書部分開示決定(豊財納第 号)を行った職員分)	市民	総務部 人事課	平成22年9月27日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
169	平成22年9月14日	人事記録(最後通告の供覧を行った職員分)	市民	総務部 人事課	平成22年9月27日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
170	平成22年9月17日	開発行為等事前相談書(変更)(受付番号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月28日	部分開示	第1号、第2号	平成22年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
171	平成22年9月17日	開発行為等事前相談返答書(変更)(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月28日	全部開示	-	平成22年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
172	平成22年9月17日	開発行為等事前相談書(変更)(受付番号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月28日	部分開示	第1号、第2号	平成22年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
173	平成22年9月17日	開発行為等事前相談返答書(変更)(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成22年9月28日	全部開示	-	平成22年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
174	平成22年9月17日	8号線計画資料	市民	土木部 管理課	平成22年9月28日	全部開示	-	平成22年10月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
175	平成22年9月24日	平成20年度土壌汚染対策法の施工状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査のうち土壌汚染調査超過事例4件のうち、住所・面積・立米・測定・汚染物質最大数値他、処理方法	任意申出者	環境部 環境政策課	平成22年9月30日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
176	平成22年9月27日	通学路の安全対策について(要望)	市民	教育委員会 保健体育課	平成22年10月8日	全部開示	-	平成22年10月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
177	平成22年9月29日	支負担行為決議書(工事)「平成21年度猪名川流域下水道原田処理場3系A・C列連絡渠改良工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	下水道局 技術部 猪名川流域下水道事務所	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
178	平成22年9月29日	支負担行為決議書(工事)「平成21年度猪名川流域下水道原田処理場塩素混和池施設耐震補強工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	下水道局 技術部 猪名川流域下水道事務所	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
179	平成22年9月29日	支負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業千里園排水区(1工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	下水道局 技術部 下水道建設課	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
180	平成22年9月29日	支負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	下水道局 技術部 下水道建設課	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
181	平成22年9月29日	支負担行為決議書「新千里1号線外1路線改良工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	土木部 建設課	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
182	平成22年10月1日	最低制限価格率算出の具体式 土木工事等(対象金額1億円以上)	任意申出者	総務部 契約審査課	平成22年10月1日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
183	平成22年10月5日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進部 土地利用 調整審査課	平成22年10月8日	部分開示	第1号、第2号	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
184	平成22年10月5日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進部 土地利用 調整審査課	平成22年10月8日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
185	平成22年10月5日	家屋価格等縦覧帳簿	任意申出者	財務部 固定資産課	平成22年10月13日	不開示	第1号、第2号	-	-	-	
186	平成22年10月6日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進部 土地利用 調整審査課	平成22年10月8日	部分開示	第1号、第2号	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
187	平成22年10月6日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進部用地整備審査課	平成22年10月8日	全部開示	-	平成22年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
188	平成22年10月13日	支出負担行為決議書(平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事,のうち設計書(単価表を除くすべて)	任意申出者	上下水道局技術部下水道室	平成22年10月26日	全部開示	-	平成22年10月29日	写し等の 交付	-	
189	平成22年10月18日	平成21年度猪名川流域下水道原田処理場3系A・C列連総築改良工事 契約日平成21年10月20日・履行期間平成21年10月0日～平成22年3月15日・設計図面・特記仕様書・工事設計書(金入り)・積算内訳書(積算上の最小構成単位:レベル5までにおける単価表)・単価表(金額の記載されたもの)	任意申出者	上下水道局技術事務猪名川流域下水道事務所	平成22年10月25日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
190	平成22年10月18日	平成21年度猪名川流域下水道原田処理場福藪温和池施設耐震補強工事 契約日平成21年12月15日・履行期間平成21年12月15日～平成22年10月29日・設計図面・特記仕様書・工事設計書(金入り)・積算内訳書(積算上の最小構成単位:レベル5までにおける単価表)・単価表(金額の記載されたもの)	任意申出者	上下水道局技術事務猪名川流域下水道事務所	平成22年10月25日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
191	平成22年10月18日	豊中市で契約している平成21年度および平成22年度の「行政情報サービス(NAMP)の契約」について 契約金額、ライセンス数、契約期間	任意申出者	総務部	平成22年10月20日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
192	平成22年10月21日	平成22年度生活保護分レセプト点検業務委託契約書	任意申出者	健康福祉生活福祉課	平成22年11月2日	部分開示	第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
193	平成22年10月22日	支出負担行為決議書(平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事,のうち設計書(本工事費内訳書、内訳書、明細書))	任意申出者	上下水道局技術部下水道室	平成22年11月1日	全部開示	-	平成22年11月4日	写し等の 交付	-	
194	平成22年10月22日	水道引込管の給水申請者からの占有申請について	市民	上下水道局経営センター給排水課	平成22年11月5日	全部開示	-	平成22年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
195	平成22年10月22日	給水装置工事台帳(16件)	市民	上下水道局経営センター給排水課	平成22年11月5日	部分開示	第1号、第2号	平成22年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
196 ～ 198	平成22年10月22日	平成22年度第1～3回指定工事業者組合連絡会議事録	市民	上下水道局経営センター給排水課	平成22年11月5日	全部開示	-	平成22年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
199	平成22年10月22日	給水装置工事に係る道路占有許可申請書作成業務の給水課の対応について	市民	上下水道局経営センター給排水課	平成22年11月5日	全部開示	-	平成22年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
200 ・ 201	平成22年10月22日	平成22年度道路占路許可申請書()	市民	上水道建設課 下水道建設課	平成22年11月15日	部分開示	第1号	平成22年11月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	20日間延長
202	平成22年10月27日	平成13年度、水量メータが買取から貸与になった時の資料一切(経緯がわかる)	市民	上水道課 下水道課	平成22年11月10日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
203	平成22年10月27日	固定資産台帳(量水器)	市民	上水道課 下水道課	平成22年11月10日	全部開示	-	平成22年11月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
204	平成22年10月27日	平成13年度以前の水道メータの所有者がわかる資料一切	市民	上水道課 下水道課	平成22年11月10日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
205	平成22年11月2日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月11日	部分開示	第1号、第2号	平成22年11月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
206	平成22年11月2日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月11日	全部開示	-	平成22年11月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
207	平成22年11月5日	(仮称) 近隣関係住民等事前説明報告書のうち戸別による事前説明の状況の経過及び結果()	事業者 (団体)	まちづくり 推進課	平成22年11月16日	部分開示	第1号	平成22年11月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
208	平成22年11月8日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月12日	部分開示	第1号、第2号	平成22年11月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
209	平成22年11月8日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月12日	全部開示	-	平成22年11月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
210	平成22年11月16日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月22日	部分開示	第1号、第2号	平成22年11月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
211	平成22年11月16日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり 推進課	平成22年11月22日	全部開示	-	平成22年11月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
212	平成22年11月17日	桜井台東小学校工レベルター設置及び校舎耐震補強工事の契約書	任意申出者	まちづくり部課 推進建築	平成22年12月1日	部分開示	第2号	平成22年12月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
213	平成22年11月17日	桜井台東小学校外壁改修工事の契約書	任意申出者	まちづくり部課 推進建築	平成22年12月1日	部分開示	第2号	平成22年12月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
214	平成22年11月17日	桜井台東小学校外壁改修工事の支出命令書	任意申出者	まちづくり部課 推進住宅	平成22年12月1日	全部開示	-	平成22年12月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
215	平成22年11月17日	桜井台東小学校工レベルター設置及び校舎耐震補強工事の支出命令書	任意申出者	まちづくり部課 推進住宅	平成22年12月1日	全部開示	-	平成22年12月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
216	平成22年11月24日	確認申請図書一式(ただし、建築計画概要書は除く。)(確認済証番号)	事業者 (団体)	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年12月1日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
217 ~ 219	平成22年11月25日	標識設置届出書一式(受付番号)	市民	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年12月9日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
220	平成22年11月26日	(仮称) 旅館等建築計画届出書(変更届最終分)一式	任意申出者	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年12月9日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
221	平成22年11月29日	環境配慮協議申出書(第 書(変第) 環境配慮変更協議申出	事業者 (団体)	環境政策部 環境審査課	平成22年12月10日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
222	平成22年11月29日	(仮称) 近隣関係住民等事前説明報告書内の計画上の配慮した内容	事業者 (団体)	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年11月30日	取下げ	-	-	-	-	
223	平成22年11月30日	開発行為等事前相談書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年12月14日	部分開示	第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
224	平成22年11月30日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり部課 進利地整 建築審査課	平成22年12月14日	全部開示	-	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
225	平成22年11月30日	開発行為等協議申出書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
226	平成22年11月30日	協議内容確認書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	全部開示	-	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
227	平成22年11月30日	開発行為等着手届出書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
228 、 229	平成22年11月30日	変更届出書(軽微な変更)(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
230	平成22年11月30日	協議申出書(豊中市指令ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
231	平成22年11月30日	開発行為許可申請書(許可番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
232	平成22年11月30日	開発行為変更届出(豊中市指令ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
233	平成22年11月30日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
234	平成22年11月30日	工事完了届出書及び検査済証・告示に関する一切の書類 (豊中市指令建指第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
235	平成22年11月30日	開発行為等事前相談書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
236	平成22年11月30日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月14日	全部開示	-	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
237	平成22年11月30日	開発行為等事前相談書取下げ届(豊中市)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
238	平成22年11月30日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
239	平成22年11月30日	開発行為等事前相談書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
240	平成22年11月30日	工事完了届出書及び検査済証・告示に関する一切の書類 (豊中市指令ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
241	平成22年11月30日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
242	平成22年11月30日	開発行為許可申請書(許可番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
243	平成22年11月30日	協議申出書(豊中市指令ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
244	平成22年11月30日	変更届出書(軽微な変更)(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
245	平成22年11月30日	開発行為等着手届出書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
246	平成22年11月30日	協議内容確認書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課 まちづくり推進地整審査課	平成22年12月24日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
247	平成22年11月30日	開発行為等協議申出書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
248	平成22年11月30日	開発行為等事前相談書(受付番号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課	平成22年12月24日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
249	平成22年11月30日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	事業者 (団体)	まちづくり推進地整審査課	平成22年12月24日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	10日間延長
250	平成22年11月30日	(仮称) に伴う豊中市中高層建築物等の建築等に係 る紛争の予防及び調整等に関する条例の手続に係る書 類一式	事業者 (団体)	まちづくり推進高調整 審査課	平成22年12月14日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
251	平成22年11月30日	豊中市公館に係る文書すべて	事業者 (団体)	総務管理 部課	平成22年12月13日	取下げ	-	-	-	-	
252	平成22年12月6日	建築(建設)承認申請書(豊中市指令ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成22年12月20日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
253	平成22年12月6日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務管理 部課	平成22年12月16日	部分開示	第1号、第2号	平成22年12月20日	写し等の 交付	-	
254	平成22年12月9日	「政策会議」付議案件審議結果等一覧(豊中市公館の活 用に関する部分)	事業者 (団体)	政策企画 調整 部課	平成22年12月20日	部分開示	第1号、第3号	平成22年12月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
255	平成22年12月13日	高所における作業の総点検の実施ならびに安全管理の徹 底について	事業者 (団体)	総務管理 部課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
256	平成22年12月13日	平成17年度第1回豊中市公館「消防訓練」の実施につい て	事業者 (団体)	総務管理 部課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
257	平成22年12月13日	市有地(財産管理課所管の普通財産)売却処分審査会の開催について(平成20年8月25日起案)	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
258	平成22年12月13日	市有地(財産管理課所管の普通財産)売却処分審査会の開催について(平成20年9月4日起案)	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
259	平成22年12月13日	市有地(財産管理課所管の普通財産)売却処分審査会の持ち回り審査の開催について(平成20年9月25日起案)	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
260	平成22年12月13日	市有地(財産管理課所管の普通財産)売却処分審査会の持ち回り審査の開催について(平成20年9月30日起案)	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
261	平成22年12月13日	豊中市公館の利用に関する協議について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
262	平成22年12月13日	豊中市公館の一部利用についての「協議申入れ」回答書と公館の公用廃止について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
263	平成22年12月13日	緊急連絡先名簿の送付について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
264	平成22年12月13日	放送受信機廃止届について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
265	平成22年12月13日	豊中市公館のアルパム作成委託契約の締結について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
266	平成22年12月13日	公館のゴミ袋採撤去作業の契約締結について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
267	平成22年12月13日	公館のLED等移設作業の契約締結について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
268	平成22年12月13日	「豊中市公館売却」の件について	事業者 (団体)	総 財 産 管 理 部 課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容及又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
269	平成22年12月13日	豊中市公館の売却反対に関する申し入れ書について	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
270	平成22年12月13日	豊中市公館の売却反対に関する要望書への回答について (向)	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
271 ・ 272	平成22年12月13日	平成18・20年度豊中市公館の警備委託契約の締結につ いて	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第2号、第6号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
273	平成22年12月13日	旧豊中市公館の警備委託契約の締結について	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第2号、第6号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
274 ・ 275	平成22年12月13日	平成17・18年度豊中市公館の一部使用についての覚書 の締結について	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第1号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
276 ・ 277	平成22年12月13日	消防用設備等点検結果報告書について	事業者 (団体)	総務 財産管理課	平成22年12月27日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
278	平成22年12月15日	支出負担行為決議書(工事)「平成22年度猪名川流域下 水道原田処理場3系汚泥焼却設備更新工事(土木)」のう ち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道 技術 猪名川流域下水道 事務所	平成22年12月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
279	平成22年12月20日	特定建設作業実施届出書(旧少路高校)	市民	環境 政策課	平成22年12月27日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
280	平成22年12月20日	石綿排出等作業実施届出書(旧少路高校)	市民	環境 政策課	平成22年12月27日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
281	平成22年12月20日	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づ く届出書(受付番号)	市民	まちづくり 推進 地整 察 部 用 室 課	平成22年12月27日	全部開示	-	平成23年1月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
282 ～ 284	平成22年12月21日	平成20～22年度道路占用許可申請受付簿(一般給水引 込み管)	市民	土道 管理課	平成23年1月7日	部分開示	第1号	平成23年1月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	7日間延長
285 ～ 291	平成22年12月21日	平成20年度道路占用許可申請(一般給水引込み管)4～ 10月分	市民	土道 管理課	平成23年1月31日	部分開示	第1号、第2号	平成23年2月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	27日間延長

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
292	平成22年12月21日	平成20年度道路路占用許可申請(一般給水引込み管)11~3月分	市民	土木管理課	未決定	-		-	-	-	特別延長
293	平成22年12月21日	平成21年度道路路占用許可申請(一般給水引込み管)4~9月分	市民	土木管理課	未決定	-		-	-	-	特別延長
294	平成22年12月21日	平成21年度道路路占用許可申請(一般給水引込み管)10~3月分	市民	土木管理課	未決定	-		-	-	-	特別延長
295	平成22年12月21日	平成22年度道路路占用許可申請(一般給水引込み管)4~9月分	市民	土木管理課	未決定	-		-	-	-	特別延長
296	平成22年12月21日	平成22年度道路路占用許可申請(一般給水引込み管)10~12月分	市民	土木管理課	未決定	-		-	-	-	特別延長
297	平成22年12月24日	開発行為等変更協議申出書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整査課	平成23年1月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
298	平成22年12月24日	開発行為等協議内容確認書(変更)(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整査課	平成23年1月7日	全部開示	-	平成23年1月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
299	平成22年12月24日	内部公益通報に係る処理結果の報告について	市民	総務課	平成23年1月6日	部分開示	第1号、第4号、 第7号	平成23年1月11日	写し等の 交付	-	
300	平成22年12月24日	内部公益通報に係る調査結果の通知等について	市民	総務課	平成23年1月6日	部分開示	第1号、第4号、 第7号	平成23年1月11日	写し等の 交付	-	
301	平成22年12月24日	内部公益通報に係る調査の実施について	市民	総務課	平成23年1月6日	部分開示	第1号、第4号、 第7号	平成23年1月11日	写し等の 交付	-	
302	平成22年12月28日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務課	平成23年1月7日	部分開示	第1号	平成23年1月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
303	平成22年12月28日	平成22年12月22日付豊中市立豊島西小学校の職員会議についての職員会議記録簿	在勤者	教育委員会	平成23年1月11日	全部開示	-	平成23年1月18日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
304	平成22年12月28日	平成22年12月22日付豊中市立豊島西小学校の職員会議についての職員会議録	在勤者	教育委員会事務局	平成23年1月11日	全部開示	-	平成23年1月18日	写し等の交付	-	
305	平成23年1月5日	(仮称)豊中少路2丁目計画に係る環境影響評価計画書に対する市長意見書	市民	環境政策部	平成23年1月17日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
306	平成23年1月5日	(仮称)豊中少路2丁目計画に係る環境影響評価計画書	市民	環境政策部	平成23年1月17日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
307	平成23年1月5日	平成22年度第4回環境保全審査会議録	市民	環境政策部	平成23年1月27日	取下げ	-	-	-	-	30日間延長
308	平成23年1月6日	開発行為等事前相談書(受付番号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成23年1月14日	部分開示	第1号	平成23年1月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
309	平成23年1月6日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	市民	まちづくり推進地整審査課	平成23年1月14日	全部開示	-	平成23年1月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
310	平成23年1月6日	(仮称) 新築工事標識設置届出書	市民	まちづくり推進高調整課	平成23年1月18日	部分開示	第1号、第2号	平成23年1月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
311	平成23年1月14日	税額決定・変更通知書、督促状及び納付催告書発送記録(平成18～22年度)	市民	財務納税課	平成23年1月25日	不開示	第1号、第7号	-	-	平成23年2月21日	
312	平成23年1月17日	道路占用許可申請書の提出(市土木)に当り指定工事店(水道)に対し申請人よりの提出、受取の委任状の提出を求めない理由がわかる文書一切	市民	土木管理課	平成23年1月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
313	平成23年1月17日	道路占用許可申請(給水引込分)において豊中市上下水道局との様な協議をしたか資料一切	市民	土木管理課	平成23年1月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
314	平成23年1月18日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務管理課	平成23年1月27日	全部開示	-	平成23年2月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
315 316	平成23年1月18日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務管理課	平成23年1月27日	部分開示	第1号、第2号	平成23年2月1日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
317	平成23年1月20日	(仮称) 新築工事道路擁壁構造図・計算書	市民	土木 道路管理課	平成23年1月28日	部分開示	第1号	平成23年2月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
318	平成23年1月24日	メータ明細書(様式6)	事業者 (団体)	上下水道 下水道センター 窓口	平成23年2月3日	取下げ	-	-	-	-	
319	平成23年1月24日	共同住宅等における局メーター出庫依頼申込書(様式9)	事業者 (団体)	上下水道 下水道センター 窓口	平成23年2月3日	取下げ	-	-	-	-	
320	平成23年1月24日	共同住宅等の各戸検針及び各戸収納申込書(様式2)	事業者 (団体)	上下水道 下水道センター 窓口	平成23年2月3日	取下げ	-	-	-	-	
321	平成23年1月24日	共同住宅等の各戸検針及び各戸収納事前協議申込書	事業者 (団体)	上下水道 下水道センター 窓口	平成23年2月3日	取下げ	-	-	-	-	
322	平成23年1月24日	共同住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する契約の締結について	事業者 (団体)	上下水道 下水道センター 窓口	平成23年2月3日	部分開示	第1号	平成23年2月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
323	平成23年1月28日	昭和61年度文教施設整備費補助金に係る交付申請書の提出について	市民	教育 委員室 施設課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
324	平成23年1月28日	昭和61年度文教施設整備費補助金に係る実績報告書の提出について(第十八中学校分)	市民	教育 委員室 施設課	平成23年2月10日	部分開示	第2号	平成23年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
325	平成23年2月1日	保育所運営に関する協定書(社会福祉法人 白鳩会)	市民	こども 未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
326	平成23年2月1日	豊中市保育所の移管に係る費用の一部負担に関する確認書(社会福祉法人 白鳩会)	市民	こども 未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
327	平成23年2月1日	事業借地権設定契約のための覚書(社会福祉法人 白鳩会)	市民	こども 未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
328	平成23年2月1日	豊中市市有財産使用賃借契約書(社会福祉法人 白鳩会)	市民	こども 未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
329	平成23年2月1日	無償譲渡契約書(社会福祉法人 白鳩会)	市民	子ども未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
330	平成23年2月1日	豊中市市有財産無償譲渡契約書(社会福祉法人 白鳩 会)	市民	子ども未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
331 ~ 333	平成23年2月1日	平成19~21年度決算書類(社会福祉法人 白鳩会)	市民	子ども未来 保育課	平成23年2月10日	全部開示	-	平成23年2月18日	写し等の 交付	-	
334	平成23年2月1日	(仮称) 新築工事追加地盤調査	市民	土木管理 課	平成23年2月7日	部分開示	第1号	平成23年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
335	平成23年2月2日	開発行為等事前相談書(受付番号)	任意申出者	まちづくり 推進利 用地整 備審査 課	平成23年2月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年2月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
336	平成23年2月3日	郵便物の差し出し状況調査依頼への回答について	市民	財務管理 課	平成23年2月17日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
337 ・ 338	平成23年2月7日	求回答書(最後通告)への回答について	市民	財務管理 課	平成23年2月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
339	平成23年2月7日	人事記録(平成23年1月7日付豊財納第194号に關与した 職員分)	市民	総務管理 課	平成23年2月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
340	平成23年2月7日	人事記録(平成23年2月1日当時、総務部情報公開課情 報公開係で職務遂行を行っていた職員分)	市民	総務管理 課	平成23年2月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
341	平成23年2月7日	人事記録(平成23年12月9日付豊財納第170号に關与し た職員分)	市民	総務管理 課	平成23年2月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
342	平成23年2月7日	人事記録(平成23年9月6日当時、総務部情報公開課情 報公開係で職務遂行を行っていた職員分)	市民	総務管理 課	平成23年2月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
343	平成23年2月7日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務管理 課	平成23年2月14日	部分開示	第1号、第2号	平成23年2月23日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
356	平成23年2月21日	開発行為等事前相談返答書(豊中開第 号)	市民	まちづくり推進課 土地利用課 調査課	平成23年2月22日	全部開示	-	平成23年2月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
357	平成23年2月21日	(仮称)計画新築工事()の近隣関係住民等事前説明報告書のうち説明会議事録一式	市民	まちづくり推進課 高層調整課	平成23年2月25日	部分開示	第1号	平成23年2月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
358	平成23年2月21日	住民投票の投票資格者名簿の作成方法が記載されている文書(マニュアルの類)。(公職選挙法上の選挙人名簿のデータを利用しているのであれば、そのデータ移行の具体的な手順がわかるもの)	任意申出者	政企企画調整課	平成23年3月3日	取下げ	-	-	-	-	
359	平成23年2月25日	公共用地境界確定書(豊中市)	事業者(団体)	総務課 財産管理課	平成23年3月1日	部分開示	第1号、第2号	平成23年3月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
360	平成23年3月2日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務課 財産管理課	平成23年3月7日	部分開示	第1号、第2号	平成23年3月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
361	平成23年3月3日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業豊中排水区(2工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
362	平成23年3月3日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業桜塚排水区(3工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
363	平成23年3月4日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業千里園排水区(1工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
364	平成23年3月4日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業豊中排水区(2工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
365	平成23年3月4日	支出負担行為決議書「平成20年度公共下水道事業桜塚排水区(3工区)管渠築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
366	平成23年3月4日	支出負担行為決議書「平成22年度公共下水道事業庄内排水区貯留管(合流改善)立坑築造工事」のうち設計書(単価表を除くすべ)	任意申出者	上下水道局 技術部下水道室 下水道建設課	平成23年3月9日	全部開示	-	平成23年3月16日	写し等の 交付	-	
367 368	平成23年3月8日	公共用地境界確定書(豊中市)	任意申出者	総務課 財産管理課	平成23年3月15日	部分開示	第1号、第2号	平成23年3月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
369	平成23年3月9日	平成22年度飲料水水質検査 幼稚園(7園)	市民	教育委員 教育総務 教育施設課	平成23年3月15日	全部開示	-	平成23年3月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
370	平成23年3月9日	平成22年度飲料水水質検査 小学校(41校)	市民	教育委員 教育総務 教育施設課	平成23年3月15日	全部開示	-	平成23年3月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
371	平成23年3月9日	平成22年度飲料水水質検査 中学校(18校)	市民	教育委員 教育総務 教育施設課	平成23年3月15日	全部開示	-	平成23年3月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
372	平成23年3月9日	学校環境衛生規程(文科省告示第60号)	市民	教育委員 教育総務 教育施設課	平成23年3月23日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
373	平成23年3月10日	公共用地境界確定書のうち市道明示図(豊中市)	任意申出者	総務 総務管理 部課	平成23年3月18日	全部開示	-	平成23年3月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
374	平成23年3月15日	景観計画区域内における行為の届出書(受付番号)	任意申出者	まちづくり 推進利 地整備 調査課	平成23年3月18日	部分開示	第1号、第2号	平成23年3月23日	写し等の 交付	-	
375	平成23年3月22日	口頭意見陳述について(豊総情第 号)	市民	総務 情報公開 部課	平成23年3月30日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
376	平成23年3月22日	口頭意見陳述の日程調整について(豊教総第 号)	市民	教育委員 教育総務 課	平成23年3月30日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
377	平成23年3月24日	開発行為変更許可申請書(許可番号)	市民	まちづくり 推進利 地整備 調査課	平成23年3月28日	部分開示	第2号	平成23年4月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
378	平成23年3月29日	支出負担行為決議書(平成22年度豊中市水道配水管敷 設工事(28宮山町4丁目)のうち設計書)	市民	上下水道 技術水道 水道建設 課	平成23年4月11日	全部開示	-	平成23年4月13日	写し等の 交付	-	
379	平成23年3月29日	支出負担行為決議書(平成22年度豊中市水道配水管敷 設工事(40南桜塚2丁目)のうち設計書)	市民	上下水道 技術水道 水道建設 課	平成23年4月11日	全部開示	-	平成23年4月13日	写し等の 交付	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		21年度まで	22年度	合 計
請 求 件 数		633 件	117 件	750 件
請 求 者 数		543 人	66 人	609 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	431 件	78 件	509 件
	一部承諾 (部分開示)	98 件	30 件	128 件
	全部拒否 (不開示)	52 件	0 件	52 件
	全部拒否 (文書不存在)	24 件	4 件	28 件
	取下げ	27 件	5 件	32 件
	却 下	1 件	0 件	1 件
不服申立て件数		42 件	3 件	45 件

- 平成22年度は、117件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が116件、訂正請求が1件でした。

開示請求のうち、住民票・戸籍・印鑑登録に関する文書が36件、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が17件ありました。

訂正請求は、会議録に記載された発言内容等の訂正を求めるものでした。

制度化以来では延べ609人から750件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求710件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求18件、訂正請求1件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録(カルテ)(担当:医療安全管理室)」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成22年度は29件の請求があり、全て開示されました。

平成18年度からの合計は150件で、全部開示149件、文書不存在による不開示1件です。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	21年度まで（※）	22年度	合 計
請 求 件 数	594	116	710
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	139	33	172

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	46	27	73
法人等情報	9	1	10
審議検討等情報	7	1	8
事務事業情報	13	5	18
任意提供情報	2	3	5
公共安全等情報	0	0	0
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	12	4	16

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成22年度は延べ65人から116件の請求があり、その処理状況は、全部開示78件、部分開示29件、文書不存在4件、取下げ5件でした。制度化以来の通算では、710件（取下げ29件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは172件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報73件、事務事業情報18件、法人等情報10件、審議検討等情報8件、任意提供情報5件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1	市長	総務部	情報公開課	4	104
			財産管理課	2	
		環境部	公園みどり推進課	4	
		財務部	税務室 納税管理課	1	
			市民生活部	市民課	
		新千里出張所		2	
		健康福祉部	福祉事務所 生活福祉課	12	
			福祉事務所 障害福祉課	7	
			福祉事務所 高齢介護課	18	
			保険窓口センター 保険給付課	9	
		こども未来部	保育課	1	
まちづくり推進部	空港室	1			
	土地利用調整室 開発審査課	9			
2	消防長	消防本部	南消防署	1	1
3	教育委員会	教育総務室	総務課	10	12
		学校教育室	青少年補導センター	2	
3実施機関		10部局	16課	117	117

○ 平成22年度は、3実施機関10部局に対して117件の請求があり、その内訳は、健康福祉部46件、市民生活部36件、まちづくり推進部、教育総務室が各10件、総務部6件、環境部4件、学校教育室2件、財務部、こども未来部、消防本部が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して750件の請求があり、市長627件、教育委員会77件、上下水道事業管理者、消防長が各18件、監査委員10件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
閲 覧 の み	11	2	13
閲覧と写し等の交付	341	68	409
写し等の交付のみ	166（34）	33（13）	199（47）
聴取又は視聴	0	0	0
未 実 施	11	4	15
合 計	529（34）	107（13）	636（47）

*（ ）内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成22年度は、閲覧のみが2件、閲覧と写し等の交付が68件、写し等の交付のみが33件、未実施が4件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが13件（2.0%）、閲覧と写し等の交付が409件（64.3%）、写し等の交付のみが199件（31.3%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが15件（2.4%）となっています。

(5) 自己情報開示等請求
自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第20条各号)

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成22年4月6日	平成21年9月教育委員会会議 議事第5(議案第38号)に関する記録	開示請求	本人	教育委員会 総務課	平成22年4月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
2	平成22年4月6日	平成21年11月教育委員会会議 議事第6(議案第41号)に関する記録	開示請求	本人	教育委員会 総務課	平成22年4月20日	部分開示	第5号1	-	写し等の交付	平成22年6月7日	郵送
3	平成22年4月6日	平成22年1月教育委員会会議 議事第5(議案第2号)に関する記録	開示請求	本人	教育委員会 総務課	平成22年4月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
4	平成22年4月6日	平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護調査会議録	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成22年4月16日	部分開示	第4号	-	写し等の交付	平成22年6月8日	郵送
5	平成22年4月9日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 高齢福祉課	平成22年4月13日	全部開示	-	平成22年4月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
6	平成22年4月12日	公園内の事故に係る訴訟の口頭弁論(第1回)について(報告)	開示請求	法定代理人	環境部 環境推進課	平成22年4月26日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
7	平成22年4月12日	公園内の事故に係る訴訟の口頭弁論(第2回)について(報告)	開示請求	法定代理人	環境部 環境推進課	平成22年4月26日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	平成22年4月12日	公園内の事故に係る訴訟の和解について	開示請求	法定代理人	環境部 環境推進課	平成22年4月26日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
9	平成22年4月12日	公園内の事故に係る訴訟に伴う弁護士への委任について	開示請求	法定代理人	環境部 環境推進課	平成22年4月26日	全部開示	-	平成22年5月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
10	平成22年4月14日	平成16~平成21年度利用緑地(7,8街区)に関する、国、府、機構、市の協議録及び豊島北航対連と自治会への説明資料	開示請求	本人	まちづくり推進課	平成22年4月28日	部分開示	第2号	平成22年5月6日	閲覧及び写し等の交付	-	
11	平成22年4月15日	要介護認定に係る一次判定結果、認定調査結果・特記事項、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉部 高齢福祉課	平成22年4月19日	全部開示	-	平成22年4月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
12	平成22年4月16日	桜塚区画整理にかかる図面(第一区)	開示請求	本人	総務部 総務課	平成22年4月22日	全部開示	-	平成22年5月6日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
13	平成22年4月20日	市道路敷の境界確定書(豊土(管)証第 号)	開示請求	本人	総務課 財政管理課	平成22年4月26日	部分開示	第2号、第3号	平成22年5月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
14	平成22年4月30日	平成22年1月教育委員会会議 議事第5(議案第2号)に係る議事録	開示請求	本人	教育総務課 委員総務課	平成22年5月14日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
15	平成22年4月30日	平成21年9月教育委員会会議 議事第5(議案第38号)に係る議事録	開示請求	本人	教育総務課 委員総務課	平成22年5月14日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
16	平成22年4月30日	平成21年11月教育委員会会議 議事第6(議案第41号)に係る議事録	開示請求	本人	教育総務課 委員総務課	平成22年5月14日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
17	平成22年4月30日	口頭説明の説明原稿について(豊教総第 号)	開示請求	本人	教育総務課 委員総務課	平成22年5月14日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
18	平成22年5月13日	開発許可判定願(受付番号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	部分開示	第2号	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
19	平成22年5月13日	開発許可判定願(受付番号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	全部開示	-	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
20	平成22年5月13日	開発行為等事前相談書(受付番号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	部分開示	第2号	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
21	平成22年5月13日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第 号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	全部開示	-	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
22	平成22年5月13日	開発行為等協議申出書(受付番号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	部分開示	第2号	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
23	平成22年5月13日	協議内容確認書(豊中市指令ま開第 号)	開示請求	本人	まちづくり推進課 土地利用審査課	平成22年5月26日	全部開示	-	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成22年5月13日	開発行為等協議申出書(変更)(受付番号)	開示請求	本人	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年5月26日	部分開示	第2号	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
25	平成22年5月13日	協議内容確認書(変更)(豊中市指令ま開第号)	開示請求	本人	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年5月26日	全部開示	-	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
26	平成22年5月13日	開発行為等適合通知書(豊ま開第号)	開示請求	本人	まちづくり推進地整審課 まちづくり推進地整審課	平成22年5月26日	全部開示	-	平成22年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
27	平成22年5月25日	住民異動届	開示請求	本人	市民生活課	平成22年5月25日	全部開示	-	平成22年5月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
28	平成22年5月27日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活課	平成22年6月9日	部分開示	第2号	平成22年6月15日	写し等の 交付	-	
29	平成22年6月1日	要介護認定等に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 高齢福祉課	平成22年6月3日	全部開示	-	平成22年6月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
30	平成22年6月14日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活課	平成22年6月21日	部分開示	第2号	平成22年6月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
31	平成22年6月15日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 高齢福祉課	平成22年6月17日	全部開示	-	平成22年6月22日	写し等の 交付	-	
32	平成22年6月16日	柔道整復施術療養費支給申請書(平成21年1月 ~平成22年2月分 整骨院)	開示請求	本人	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成22年6月18日	全部開示	-	平成22年6月23日	写し等の 交付	-	
33	平成22年6月17日	診療報酬明細書(平成22年4月分 病院)	開示請求	相続人等	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成22年6月18日	全部開示	-	平成22年7月2日	写し等の 交付	-	
34	平成22年6月17日	救急報告書記載事項	開示請求	相続人等	消防本部 消防課	平成22年6月25日	全部開示	-	平成22年7月2日	写し等の 交付	-	
35	平成22年6月18日	照会文書	開示請求	本人	市民生活課	平成22年6月28日	全部開示	-	未実施	-	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	平成22年6月18日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成22年6月28日	全部開示	-	未実施	-	-	
37	平成22年6月18日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成22年6月28日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
38	平成22年7月5日	保護決定調書、保護変更決定通知書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年7月15日	全部開示	-	平成22年7月27日	写し等の交付	-	
39	平成22年7月8日	診療報酬明細書及び柔道整復施設療養費支給申請書(平成22年1月~4月分)	開示請求	法定代理人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年7月9日	全部開示	-	平成22年7月15日	写し等の交付	-	
40	平成22年7月12日	障害程度区分認定調査票	開示請求	法定代理人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年7月16日	全部開示	-	平成22年7月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成22年7月13日	医療券交付処理簿	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年8月6日	全部開示	-	平成22年8月9日	閲覧及び写し等の交付	-	14日間延長
42~45	平成22年7月13日	面接相談記録表(受付簿)	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年8月6日	全部開示	-	平成22年8月9日	閲覧及び写し等の交付	-	14日間延長
46~48	平成22年7月13日	生活保護ケースファイル	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年8月6日	部分開示	第2号、第5号、第6号	平成22年8月9日	閲覧及び写し等の交付	-	14日間延長
49	平成22年7月22日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成22年7月28日	全部開示	-	平成22年8月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
50~52	平成22年7月27日	保護決定調書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年8月9日	全部開示	-	平成22年8月12日	写し等の交付	-	
53	平成22年7月29日	行政文書開示請求書・決定通知書(現在から過去3年間)	開示請求	本人	総務部 情報公開課	平成22年7月30日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
54	平成22年7月29日	診断書(精神障害者保険福祉手帳用)	開示請求	法定代理人	健康福祉部 福祉事務所	平成22年8月4日	全部開示	-	平成22年8月9日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
55	平成22年7月29日	身体障害者診断書・意見書(じん臓機能障害用)	開示請求	法定代理人	健康福祉部 福祉課	平成22年8月4日	全部開示	-	平成22年8月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
56	平成22年8月2日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月12日	全部開示	-	平成22年8月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
57	平成22年8月2日	住民票抄本の交付について	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月12日	部分開示	第2号	平成22年8月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
58	平成22年8月2日	住民票抄本の交付について	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月12日	全部開示	-	平成22年8月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
59	平成22年8月2日	住民票抄本の交付について	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月12日	部分開示	第2号	平成22年8月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
60	平成22年8月3日	要介護認定に係る申請書	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉課	平成22年8月6日	全部開示	-	平成22年8月9日	写し等の 交付	-	
61	平成22年8月16日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月26日	部分開示	第2号	平成22年8月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
62	平成22年8月16日	戸籍謄本等無料交付依頼書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月26日	全部開示	-	平成22年8月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
63	平成22年8月16日	事故報告書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉課	平成22年8月24日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
64	平成22年8月19日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月26日	全部開示	-	平成22年8月31日	閲覧	-	
65	平成22年8月19日	住民票の交付について	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成22年8月26日	部分開示	第2号	平成22年8月31日	閲覧	-	
66	平成22年9月2日	診療報酬明細書(平成21年10月～平成22年6月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成22年9月14日	全部開示	-	平成22年9月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
67	平成22年9月7日	診療報酬明細書(平成17年10月～平成19年11月分)	開示請求	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成22年9月10日	全部開示	-	平成22年9月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
68	平成22年9月8日	障害程度区分認定調査票、医師意見書	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成22年9月10日	全部開示	-	平成22年9月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
69	平成22年9月10日	意見書の提出について	開示請求	総務部 情報公開課	平成22年9月24日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
70	平成22年9月10日	印鑑証明の発行の記録	開示請求	市民生活部 市民課	平成22年9月13日	取下げ	-	-	-	-	
71	平成22年9月15日	診療報酬明細書(平成21年7月～平成22年6月分)	開示請求	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課	平成22年9月16日	全部開示	-	平成22年9月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
72	平成22年10月1日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成22年10月17日	全部開示	-	平成22年10月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
73	平成22年10月4日	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成22年10月7日	全部開示	-	平成22年10月12日	写し等の 交付	-	
74	平成22年10月6日	障害程度区分認定調査票	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成22年10月14日	全部開示	-	平成22年10月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
75	平成22年10月6日	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用、 脳原性運動機能障害用)	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 福祉課	平成22年10月14日	全部開示	-	平成22年10月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
76	平成22年10月13日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	市民生活部 市民課	平成22年10月26日	部分開示	第2号	平成22年11月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
77	平成22年10月13日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	市民生活部 市民課	平成22年10月26日	全部開示	-	平成22年11月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
78	平成22年10月25日	要介護認定に係る認定調査特記事項	開示請求	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成22年10月28日	全部開示	-	平成22年10月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
79	平成22年10月28日	口頭意見陳述の日程調整について(豊教総第号)	開示請求	本人	平成22年11月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
80	平成22年10月28日	不服申立てに係る陳述の聴取について(豊教総第号)	開示請求	本人	平成22年11月8日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
81	平成22年10月29日	診療報酬明細書(平成20年9月~11月入院分)	開示請求	相続人等	平成22年11月4日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
82	平成22年10月29日	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示請求	相続人等	平成22年11月4日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
83	平成22年11月5日	要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示請求	任意代理人	平成22年11月9日	全部開示	-	平成22年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
84	平成22年11月9日	住民異動届	開示請求	本人	平成22年11月15日	全部開示	-	平成22年11月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
85	平成22年11月9日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	平成22年11月15日	部分開示	第2号	平成22年11月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
86	平成22年11月9日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	平成22年11月15日	全部開示	-	平成22年11月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
87	平成22年11月9日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	平成22年11月15日	部分開示	第2号	平成22年11月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
88	平成22年11月9日	診療報酬明細書(平成18年4月分)	開示請求	本人	平成22年11月12日	全部開示	-	平成22年11月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
89	平成22年11月19日	口頭意見陳述記録について(豊教総第号)	開示請求	本人	平成22年12月3日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
90	平成22年11月26日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	平成22年12月3日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	担当者	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
91 ~ 95	平成22年11月30日	要介護認定に係る主治医意見書	本人	健康福祉部 福祉事務課 高齢介護課	平成22年12月2日	全部開示	-	平成22年12月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
96	平成22年12月7日	住民票の写し等交付請求書	本人	市民生活部	平成22年12月17日	全部開示	-	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
97	平成22年12月7日	住民票の写し等交付請求書	本人	市民生活部	平成22年12月17日	全部開示	-	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
98	平成22年12月7日	滞納者の実情調査について	本人	市民生活部	平成22年12月17日	全部開示	-	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
99	平成22年12月7日	戸籍謄本等職務上請求書	本人	市民生活部	平成22年12月17日	部分開示	第2号	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
100	平成22年12月7日	戸籍関係証明書交付請求書	本人	市民生活部 出張所 新千原出張所	平成22年12月17日	部分開示	第2号	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
101	平成22年12月7日	戸籍関係証明書交付請求書	本人	市民生活部 出張所 新千原出張所	平成22年12月17日	部分開示	第2号	平成22年12月21日	写し等の 交付	-	
102	平成22年12月14日	障害程度区分認定に係る医師意見書	本人	健康福祉部 福祉事務課 福祉書庫	平成22年12月20日	全部開示	-	平成22年12月27日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
103	平成22年12月27日	住民票の写し等交付請求書	本人	市民生活部	平成23年1月5日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
104	平成23年1月25日	申出書	本人	市民生活部	平成23年2月7日	全部開示	-	平成23年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
105	平成23年1月25日	住民異動届(転入届)	本人	市民生活部	平成23年2月7日	部分開示	第2号	平成23年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
106	平成23年1月27日	要介護認定に係る主治医意見書	相続人等	健康福祉部 福祉事務課 高齢介護課	平成23年2月1日	全部開示	-	平成23年2月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
107	平成23年1月31日	要介護認定に係る認定調査票一式、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務課 高齢介護課	平成23年2月3日	全部開示	-	平成23年2月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
108	平成23年2月8日	税額決定、変更通知書、督促状、納税通知書及び納付催告書発送記録(平成18～22年度)	開示請求	本人	財務部 税務管理課	平成23年2月22日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
109	平成23年2月9日	診療報酬明細書(平成18年6月～平成22年11月分) クリニック	開示請求	本人	健康福祉部 保健窓口センター 保険給付課	平成23年2月16日	全部開示	-	平成23年2月24日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
110	平成23年2月14日	戸籍関係証明交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成23年2月15日	部分開示	第2号	平成23年2月16日	写し等の 交付	-	
111	平成23年2月17日	小学校長の不適切な対応について	開示請求	本人	教育委員会 教員養成課 少子化対策センター 指導センター	平成23年3月3日	部分開示	第2号、第5号	平成23年3月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
112	平成23年3月17日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成23年3月30日	全部開示	-	平成23年5月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
113	平成23年3月17日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成23年3月30日	部分開示	第2号	平成23年5月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
114	平成23年3月22日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民生活課	平成23年3月30日	部分開示	第2号	未実施	-	-	
115	平成23年3月25日	保育所児童保育要録	開示請求	法定代理人	こども未来部 保育課	平成23年3月29日	取下げ	-	-	-	-	
116	平成23年3月28日	箕輪小学校生徒指導 小学校長の不適切な対応について	開示請求	本人	教育委員会 教員養成課 少子化対策センター 指導センター	平成23年4月7日	取下げ	-	-	-	-	

自己情報訂正等請求

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不服申立日	備考
1	平成22年5月10日	平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護 議審査会会議録	訂正請求	本人	総務部 情報公開課	平成22年6月7日	一部訂正	平成22年7月20日	

Ⅲ. 不 服 申 立 て の 処 理 状 況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成21年度まで	平成22年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	97	1	98	
	個人情報	42	3	45	
	計	139	4	143	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全部認容	行政文書	7	0	7
		個人情報	5	0	5
		計	12	0	12
	部分認容	行政文書	14	0	14
		個人情報	9	0	9
		計	23	0	23
棄 却	行政文書	55	0	55	
	個人情報	20	2	22	
	計	75	2	77	
取下げ	行政文書	17	0	17	
	個人情報	4	0	4	
	計	21	0	21	
合 計	行政文書	96	0	96	
	個人情報	39	2	41	
	計	135	2	137	
審 理 中	行政文書		2	2	
	個人情報		4	4	
	計		6	6	

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成21年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したものうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成22年度の不服申立ては、行政文書に関するものが1件、個人情報に関するものが3件あり、次年度に審理が繰り越されました。なお、前年度から引き続き審理中のものが2件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第37号
平成22年(2010年)8月17日

豊中市教育委員会委員長
本田 耕一様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分について(答申)

平成21年9月17日付け豊教総第253号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

豊情個審答申第37号
平成22年(2010年)8月17日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分について(答申)

平成21年9月11日付け諮問第30号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長及び豊中市教育委員会が行った異議申立人の自己情報を削除しないとの処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 削除請求

平成21年6月11日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、

① 異議申立人が以前に行った行政文書部分開示決定処分に係る審査請求（以下「当該審査請求」という。）の審査のため、平成20年12月1日付で豊中市教育委員会が豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した際の諮問書に添付された異議申立人提出による文書（当該行政文書部分開示決定処分に係る行政文書開示請求書を除く。）は、条例第12条第1項に違反して外部提供されたものである

② 当該審査請求の審査のため、平成20年10月22日付で当該審査請求に係る行政文書部分開示決定処分の処分庁である豊中市教育委員会教育長が審査庁である豊中市教育委員会に提出した弁明書に添付された異議申立人提出による文書（当該行政文書部分開示決定処分に係る行政文書開示請求書を除く。）は、条例第12条第1項に違反して目的外利用されたものである

として、審査会事務局を所管する豊中市長及び豊中市教育委員会それぞれに対して、自己情報の削除請求をした。

2 決定

① 平成21年7月10日、豊中市長は、本件自己情報は、豊中市情報公開条例又は豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、実施機関である豊中市教育委員会から審査会に提出されたものであり、法令の規定に基づくものであるから条例第12条第2項第2号に該当し、条例違反はないので、自己情報の削除請求には理由がないため、削除しないとの決定をした。

② 平成21年7月9日、豊中市教育委員会は、本件自己情報は、行政不服審査法の規定に基づき、処分庁である豊中市教育委員会教育長から審査庁である豊中市教育委員会に提出されたものであり、法令の規定に基づくものであるから条例第12条第2項第2号に該当し、条例違反はないので、自己情報の削除請求には理由がないため、削除しないとの決定をした。

3 異議申立て

同年8月28日、異議申立人は、これらの決定を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、豊中市長及び豊中市教育委員会に対し異議申立てをした。

第三 異議申立ての趣旨

豊中市長及び豊中市教育委員会が行った自己情報を削除しないとの決定の取消しを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書等の記載内容及び意見陳述の結果等をまとめると、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 当該審査請求は、豊中市学校教育審議会委員の市民公募によって委員となった者が提出した小論文の開示を求めたものであり、当該審査請求に係る行政文書開示請求書以外の異議申立人提出の行政文書開示請求書並びに自己情報開示請求書及びこれにより開示された異議申立人が豊中市学校教育審議会委員の市民公募において提出した小論文（以下これらの文書を「本件文書」という。）は、当該審査請求とはなんら関係のない文書である。
- 2 条例第12条第1項において、実施機関は保有個人情報をも目的外に利用することが原則禁止されている。同条第2項第2号では法令の規定に基づく目的外利用が認められているが、行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき処分庁が審査庁に提出することができる物件は、不服申立てに係るものに限られ、当該審査請求に全く関係のない本件文書の提出は、同法の規定に基づくものとはいえない。
- 3 条例第12条第1項において、実施機関は保有個人情報を実施機関以外のものに提供することが原則禁止されている。豊中市情報公開条例第18条に基づく諮問書は当該不服申立てに関するものであり、同条第2項第2号では法令の規定に基づく外部提供が認められているが、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき実施機関が審査会に提出することができる資料は、諮問する不服申立てに関連するものに限られる。当該審査請求に全く関係のない本件文書の提出は、同条例の規定に基づくものとはいえない。
- 4 行政不服審査法第33条及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定は、目的外利用や外部提供を義務付けているものではなく、条例に優先するものではない。また、これらの法令により目的外利用又は外部提供をすることができる資料の範囲を実施機関が恣意的に判断することは許されず、特に、個人情報を目的外利用又は外部提供をする場合には、より慎重に判断しなければならないものであるが、処分庁及び実施機関においては、保有個人情報の目的外利用及び外部提供であるとの意識がなく、漫然と本件文書を提出したものである。処分庁及び実施機関の透明性の確保に努めている事実を示す証拠として提出した等の主張は、異議申立人からの異議申立てがあったために後からつけた理由であり、本件文書の提出にあたって、条例、豊中市個人情報保護条例施行規則、豊中市個人情報保護事務取扱要領及び「豊中市個人情報保護条例の趣旨、解釈・運用等」に基づいて、目的外利用及び外部提供の適否を慎重に判断したものではない。
- 5 処分庁である豊中市教育委員会教育長及び実施機関である豊中市教育委員会は、目的外利用又は外部提供にあたって、本件文書の本人である異議申立人の同意を得ておらず、条例第12条第2項第6号による委員会の意見を聴く等の手続きも経ていない。条例に違反して目的外利用及び外部提供を行っている。

なお、審査庁及び審査会が本件文書を保有しているため、削除を求めているが、処分庁が目的外利用をして審査庁に提出したこと及び実施機関が外部提供をして審査

会に提出したことに問題がある。

- 6 審査会は、行政文書部分開示決定処分を妥当とした当該審査請求に係る答申において、豊中市学校教育審議会委員の市民公募にあたって応募者が提出した小論文は個人情報であり、審議会委員に選出された応募者のものであってもプライバシーの権利を上回る開示理由がないとしている。このことからすると、本件文書のうち異議申立人が提出した小論文は、当然開示することができないものであるにも関わらず、処分庁はこれを安易に審査庁に提出し、また、審査庁は安易に審査会に提出し、実施機関以外の者に開示している。処分庁である豊中市教育委員会教育長及び実施機関である豊中市教育委員会においては、個人情報の取扱いがずさんである。
- 7 前回の審査請求及び本件異議申立てにおける事務処理に問題が多く、適正な処理がされていない。

本件異議申立ての審査において、審査会の事務局を本件文書を削除しないとの決定を行った実施機関である情報公開課が担当していることは、審査会の第三者機関としての意義を失うものである。
- 8 以上のとおり、本件文書は、条例に違反して目的外利用及び外部提供をされたものであり、削除されるべきである。

第五 豊中市長及び豊中市教育委員会の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、豊中市長及び豊中市教育委員会の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、当該審査請求を行った理由を、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考がずさんかつ不透明であり、公正な選考が行われていないと推量しているためとしていた。

本件文書の提出は、処分庁が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る情報の開示に努めており、透明性を確保している旨を説明するために行ったものであり、当該審査請求の公正な審査に必要なことである。
- 2 当該審査請求の審査は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき行っている。

処分庁は、行政不服審査法に基づき審査庁に弁明書を提出しており、弁明書に添付された本件文書も行政不服審査法に基づいて提出したものである。

実施機関は、豊中市情報公開条例に基づき審査会に諮問をしており、本件文書は、諮問書の添付書類として審査会に提出されたものである。また、実施機関は、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき資料の提出をすることができるものであり、本件文書の提出は、法令の規定に基づくものである。
- 3 当該審査請求に係る行政文書の開示請求は、行政文書の名称又は内容を「「豊教企第42号豊中市学校教育審議会の市民委員の決定について」に係るりん議書・方針伺・供覧等のあらゆる関係文書全て」として行われた。これは、異議申立人から豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に関する全ての情報の開示を求めるとの申出があったため対象となる文書を特定したうちのひとつの行政文書に係る開示請求であり、同時に行われた豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る行政文書

の開示請求が趣旨・目的を同じくすることは明白である。

また、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の応募者でもあったため、豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求と同時に、条例に基づく自己情報の開示請求も行われたが、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に関する情報の公開を求めるものであり、当該審査請求に係る開示請求と趣旨・目的を同じくすることは明白である。

本件文書は、これらの開示請求に対して、どのような処分を行い、どのような文書を請求者に開示したかを示すものであり、当該審査請求の争点であった豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考の公正性、透明性について、処分庁がその確保に努めている事実を証する文書であるから、当該審査請求に関連するものである。

- 4 当該審査請求の審査において、審査請求に至る経過を審査庁及び審査会に示すことは、適正な審査のために必要である。

処分庁及び実施機関は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、審査庁及び審査会に必要な資料を提出することができる。この資料の提出は、当該不服申立ての審査に必要な範囲で行うものであり、本件文書は、当該審査請求に係る行政文書開示請求と趣旨・目的を同じくする開示請求に関する文書であり、当該審査請求に係る行政文書開示請求及びこれに対する行政文書部分開示決定処分に関連する事実経過を示すものであるため、審査に必要な資料である。

- 5 以上のとおり、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、法令の規定に基づく目的外利用及び外部提供であり、条例第12条第2項第2号に該当するものであるため、条例に違反して目的外利用又は外部提供をされたものではない。

よって、削除請求には理由がなく、削除をしないとした決定に誤りはない。

第六 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条では、その目的として「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護」すると規定し、市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障することで、当該個人情報の不適切な利用によって当該本人が不測の不利益を被ることを防止することとしている。
- (2) このため、具体的な権利として、自己情報の開示請求権、訂正請求権、削除請求権並びに目的外利用及び外部提供の中止請求権を設定しており、条例第42条では、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が条例の規定に違反して収集され、保有され、又は利用されているとき若しくは条例の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているときは、当該自己情報の削除を請求することができるとしている。
- (3) 条例第12条は、第1項において「実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外のものに

提供してはならない。」とするが、第2項において「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。」として、個人情報の保護を上回る必要がある場合には、目的外利用又は外部提供をすることができるとし、個人情報の保護と利用のバランスを図っている。

なお、同項第2号に規定する「法令等に定めのあるとき。」については、情報公開・個人情報保護事務の手引きにおいて「法令に基づく外部提供について、任意規定であって、実施機関に裁量の余地がある場合には、外部提供に係る事務の公共性と保有個人情報の保護の必要性を比較衡量して判断する」としているが、行政不服審査法に基づく不服申立ての審査のために、不服申立人の個人情報を審査庁に提出することは、それが当該不服申立ての審査に関連するものであれば、公正な審査に資するものであり、公共性が高く、また、不服申立人本人にとっても不利益となるものではない。このため、行政不服審査法に基づく目的外利用又は外部提供は、個人情報の保護の必要性を上回る目的外利用及び外部提供の必要性が認められ、条例第12条第2項第2号に該当するものである。ただし、当該不服申立ての審査に関連しない場合には、同法の規定に基づくものとはいえず、目的外利用及び外部提供をすることができないものである。

2 行政文書の開示請求に係る不服申立ての審査について

豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に対して不開示処分又は部分開示処分がなされたときは、請求者は、当該処分を不服として行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。

この場合において、処分庁に上級庁があるときは、上級庁を審査庁として審査請求を行うこととなる。また、豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る処分に関する不服申立ての審査にあたっては、同条例第3章第18条において、「審査会に諮問をし、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。」と定めており、同条第1号又は第2号に定める場合を除き、実施機関は審査会に諮問をしなければならない。

審査庁及び審査会は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき当該処分の適法性妥当性について審査を行うが、原処分に関与していないため、原処分に至る経緯等を把握していない。このため、審査庁及び審査会は、審査を行うにあたっては、処分庁・実施機関に原処分に関する事実を確認し、原処分の判断の理由等を聴くとともに、不服申立人に開示請求及び不服申立てを行った趣旨等を聴くものであるが、当該不服申立ての公正な審査のために必要な範囲で、当該不服申立てに係る処分に関連する事項についても、把握する必要がある。

3 本件異議申立てについて

異議申立人は、以前に異議申立人が行った行政文書部分開示決定処分に対する審査請求の審査において処分庁が審査庁に提出した弁明書及び実施機関が審査会に提出した諮問書に添付された本件文書の削除請求を行った。

異議申立人は、本件文書は当該審査請求の審査には無関係な書類であり、これを審

査庁及び審査会に提出することは、条例に違反する個人情報の目的外利用及び外部提供であると主張している。

これに対して審査庁である豊中市教育委員会及び審査会事務局である豊中市長は、本件文書の提出は当該審査請求の審査に必要な行為であり、法令に基づくものであるため、条例に違反するものではないと主張する。

本件異議申立てのうち、審査庁である実施機関から審査会への本件文書の提出は、当該審査請求に係る審査の一部として、豊中市情報公開条例の規定に基づき審査会に諮問された際の諮問書に添付して行われたものである。審査請求の審査においては、審査庁が用いる資料と審査会が用いる資料は原則として同じものでなければならず、実施機関は、諮問にあたって、実施機関が保有する原処分に関連する資料を全て提出すべきであり、審査会に提出する資料を取捨選択して提出するべきではない。このため、実施機関が審査会に諮問するにあたり、処分庁から審査庁に提出された本件文書を諮問書に添付して提出したことに誤りはなく、これは豊中市情報公開条例に基づくものである。

処分庁から審査庁への資料の提出は、審査請求の審査に必要な範囲で行われるものであり、行政不服審査法に基づいて行われるものである。処分庁は、その保有する審査請求人の個人情報を無制限に利用することができるわけではないが、審査請求に関連する情報を審査庁に提出することは公正な審査に必要なことであり、本件文書が当該審査請求に関連するものであれば審査庁に提出すべきである。

そこで、本件文書が当該審査請求に関連するものであるかどうかについて検討する。

当該審査請求は、豊中市学校教育審議会の市民公募委員に選任された応募者が応募に当たって提出した小論文の開示を求めたものである。

異議申立人は当該小論文を開示すべきとする理由として、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考過程がずさんであり、公正性及び透明性が確保されていないと推量したことを挙げており、当該小論文は豊中市学校教育審議会の委員になった応募者が作成したものであるから公務員の職務遂行に関する情報に該当する、たとえこれに該当しないとしても、公益上の必要性により開示すべきであると主張した。

異議申立人の主張に対して、処分庁は、当該小論文は、個人情報に該当する、また、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考は適正に行われており、公正性及び透明性を確保しており、公益上の理由による開示を必要とする場合には該当しないと反論した。

本件文書は、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る行政文書の開示を求めて提出した行政文書開示請求書及び自己情報開示請求書並びにこれらの請求によって開示された文書であり、これらの開示請求が当該審査請求に係る行政文書の開示請求と趣旨・目的を同じくするものであることは明らかであるし、処分庁がこれらの開示請求にどのように対応したかを示すものであるから、処分庁の原処分に関連する情報であるということが出来る。

また、原処分に関与していない審査庁において、審査請求の審査を行うにあたっては、審査請求に至る経緯を把握する必要があるが、処分庁が、当該審査請求に係る経緯として、当該審査請求に係る行政文書の開示請求と趣旨・目的を同じくする開示請求への

対応を説明するため、本件文書を審査庁に提出したことは、当該審査請求の審査に必要な行為であるといえる。

なお、異議申立人は、当初、処分庁は情報の開示に努めており透明性を確保しているとは主張しておらず、その段階で提出した弁明書に本件文書を添付したことは誤りであると主張するが、処分庁は、当該審査請求の審査における弁明書において「公益上の必要性を考慮しても個人情報を開示すべき理由にはあたらない」と述べており、再弁明書においても同様の主張をしていることから、処分庁の主張が後から追加されたものとはいえない。当該弁明書及び再弁明書は、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考が公正性及び透明性を欠くと主張したことに対して反論したものである。処分庁において公益上の必要性について検討を加えたことは明らかであり、公益上の必要性の判断にあたって透明性が確保されているかどうかは重要な判断材料であるから、上記異議申立人の主張には理由がない。

以上の次第で、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、当該審査請求の公正な審査のために行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づいて行われたものであり、いずれも法令の規定に基づくものであるというべきである。

よって、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、条例に違反する個人情報の目的外利用及び外部提供ではない。

4 本件異議申立ての審査について

異議申立人は、総務部情報公開課は本件文書を削除しないと決定を行った実施機関の担当課であるため、同課が審査会の事務局であることは、異議申立てにおける審査手続きの公平性を欠くと主張する。

しかしながら、当該削除請求は、審査会に提出された本件文書の削除を求めるものであったため、審査会事務局において当該削除請求に係る事務を行ったものである。本件異議申立てに対する審査においても、当審査会のほかに実施機関から諮問を受けて審査を担当する機関はなく、条例上、本件においても当審査会が審査を行うことが予定されているものである。

5 当審査会の結論

以上の理由により、異議申立人が行った自己情報の削除請求について、本件文書を削除しないとした処分に誤りはなく、上記「第一 審査会の結論」とおり判断する。

なお、本件異議申立ては、審査会事務局である豊中市長及び豊中市教育委員会あてに行われたものであるが、趣旨・目的が同一であるため、併合審査した。

平成22年（2010年）8月17日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 野 久 美 子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

豊情個審答申第38号
平成23年(2011年)3月10日

豊中市教育委員会委員長
本田 耕一様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定処分について(答申)

平成22年7月9日付け豊教総第167号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、「平成21年11月教育委員会会議 議事第6（議案第41号）に関する記録」のうちの「弁明書（案）」を不開示とした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件処分」という。）ため、異議申立人は、前件処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

豊中市教育委員会は、平成21年11月教育委員会会議において、前件異議申立てに係る審査のために審査会に提出する弁明書の検討を行った。

2 開示請求

異議申立人は、平成22年4月6日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年11月教育委員会会議 議事第6（議案第41号）に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

3 実施機関の決定

実施機関は、同年4月20日、当該文書のうちの「弁明書（案）」は、争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがあるため開示できないとの理由を付して、部分不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 異議申立て

異議申立人は、同年6月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を変更し、「弁明書（案）」を開示することを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 実施機関は、当該教育委員会会議を秘密会で行っているが、秘密会とする理由は、唯一プライバシーの保護ということであり、開示することにより行政の事務事業に支障がある情報であることを理由としていないのであるから、異議申立人に対しては非開示の理由がない。

- 2 教育委員会会議を秘密会で行う場合には、秘密会とする理由を全て示さなければならない。
- 3 前件異議申立てについては処分庁の決定が出されており、非開示とすべき理由はすでに失われている。
- 4 よって本件「弁明書（案）」を、開示すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 「弁明書（案）」は、争訟に係る情報であり、これを争訟の当事者である異議申立人に開示することは、争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を著しく害するおそれがあるため、条例第20条第5号イに該当する。また、審議の内容及び過程を開示することは、実施機関の今後の自由闊達な意見交換等適正な活動の遂行にも支障を及ぼす。
- 2 教育委員会会議を非公開で行うことと、自己情報の開示請求に対する不開示理由とは、必ずしも一致するものではなく、本件「弁明書（案）」が条例の不開示情報に該当するか否かは、当該情報自体の性質及び内容から判断されるべきである。
- 3 教育委員会会議を非公開で行うかどうかは、広く一般に公開の場で審議することが適切な議案か否かによって判断するものであり、理由のすべてを列挙した上で判断しなければならないものではない。当該案件については、異議申立人の個人情報等が多く含まれる情報であるため、その一点だけであっても、広く一般に公開の場で審議することは適切ではないと判断し得るところから、個人情報の保護を理由に秘密会とすることを議決したものであって、何ら問題がない。
- 4 以上のとおり、本件処分は条例に基づいて適法に行ったものであるから、異議申立人の主張には理由がない。

第六 審査会の判断

- 1 条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。
- 2 本件において、異議申立人が開示を求める「弁明書（案）」は、条例第20条第5号イに規定する「争訟に係る情報」であり、前件異議申立てに係る処分庁の決定が出ているとしても、弁明書に関する審議の内容及び過程を開示することは、実施機関の当事者としての地位を著しく害するおそれがあり、実施機関における今後の自由闊達な意見交換等適正な活動の遂行に支障を来す可能性があるため、不開示情報に該当する。
- 3 異議申立人は、教育委員会会議を秘密会として行った理由が、唯一プライバシー保護ということであるから、本人自らが自己情報の開示を求めている本件においては、当該理由が成り立たず、不開示情報に該当しないと主張する。

しかしながら、教育委員会会議を秘密会で行うか否かについての判断基準は、広く一般に公開の場で審議をすることが適切か否かということであって、本人による自己

情報の開示請求があった場合にこれを不開示とするか否かを定める条例第20条各号の立法趣旨とは、自ずと異なる。

したがって、教育委員会会議を秘密会で行った理由は、自己情報の開示請求において、当該自己情報が不開示情報であるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

4 以上のとおり、異議申立人の主張には理由がなく、「弁明書（案）」を不開示とした実施機関の処分に誤りはないので、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査手続きについて

本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求め、異議申立人に対して意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

豊情個審答申第39号
平成23年(2011年)3月10日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定処分について(答申)

平成22年8月12日付け諮問第31号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の一部を開示しないとした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件不削除決定処分」という。）ため、異議申立人は、前件不削除決定処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

審査会の平成21年度第4回会議（以下「当該会議」という。）においては、前件異議申立てについて、前件不削除決定処分に係る実施機関の一つである教育委員会の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述を行い、これを踏まえて審査会が審査を行った。

2 開示請求

異議申立人は、平成22年4月6日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき豊中市長（以下「本件実施機関」という。）に対し、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

3 本件実施機関の決定

本件実施機関は、同年4月16日、「豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録のうち、実施機関の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述に係る部分以外の部分は、不服申立ての審査に係るものであるため、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との理由を付して、部分不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 異議申立て

異議申立人は、同年6月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、本件実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

第三 異議申立ての趣旨

本件実施機関が行った本件処分を取り消し、全部開示決定処分に変更することを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 審査会は、前件不削除決定処分 of 適否を審査する当該審査会 of 場に前件不削除決定処分を行った実施機関である総務部情報公開課を同席させて、審査に係る情報を提供している。これは、係争 of 一方当事者に対して情報を開示していることになるのであるから、他方当事者である異議申立人も同じ情報を知る権利がある。
- 2 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（以下「審査会条例施行規則」という。）においては、審査会 of 「庶務」は総務部情報公開課が行うとなっているだけであり、審査会 of 事務局とはなっていないのであるから、当該会議においては、総務部情報公開課を事務局とすべきではない。

第五 本件実施機関 of 主張 of 要旨

本件実施機関 of 主張 of 要旨は、弁明書 of 記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 異議申立人が開示を求めた当該会議 of 会議録のうち、審査会 of 審査に係る部分は、これを開示することにより、率直な意見 of 交換又は意思決定 of 中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第20条第4号に規定する不開示情報に該当する。
- 2 異議申立人は、前件不削除決定処分を行った実施機関 of 担当課である総務部情報公開課が当該会議における審査会事務局であることを問題としているが、当該会議における審査は、答申第37号において判断されたとおり、適法なものである。
そもそも当該会議で審査した前件不削除決定処分に係る削除請求は、審査会に提出され、審査会が保管する文書 of 削除を求めたものであったから、審査会事務局が実施機関 of 担当課となったものである。また、前件不削除決定処分に対する異議申立てについても同審査会が審査することは条例 of 予定するところである。
- 3 執行機関 of 附属機関 of 事務局は、執行機関が定めるものであり、審査会 of 事務局は、審査会条例施行規則第7条において、総務部情報公開課であることが明確に定められている。
- 4 よって、異議申立人 of 主張には理由がなく、開示をしないとした決定に誤りはない。

第六 審査会 of 判断

- 1 条例は、実施機関 of 保有する自己情報 of 開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。
- 2 そこで、異議申立人が開示を求める情報が不開示情報に該当するか否かを検討するに、当該会議 of 会議録のうち、異議申立人自身が行った口頭意見陳述及び前件不削除決定処分に係る実施機関の一つである教育委員会が行った口頭説明を除く当審査会 of 審査に関する内容は、これを開示することにより、率直な意見 of 交換又は意思決定 of 中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第20条第4号に規定する不開示情報に該当する。
- 3 異議申立人は、前件不削除決定処分を行った実施機関 of 担当課である総務部情報公開課が、当該会議において、審査 of 場に最後まで同席しており、実施機関には情報が開示されているのであるから、異議申立人に対して情報を開示すべきであると主張する。

しかしながら、当審査会が前件不削除決定処分に係る異議申立ての審査を適法に行ったことは、答申第37号において判断したとおりである。

前件不削除決定処分に係る削除請求は、当審査会に提出され、当審査会が保管する文書の削除を求めたものであったが、この場合に、執行機関の附属機関である当審査会は、当該削除請求に対する実施機関にはなりえないので、附属機関を設置した豊中市長が実施機関となり、前件不削除決定処分を行ったものである。なお、この場合には、当審査会の事務局が実施機関の担当課となるものである。

また、当審査会の文書を削除しないとした前件不削除決定処分に対する異議申立てについても、当審査会が審査をすることは、条例が予定する手続きであり、適法なものである。

- 4 執行機関の附属機関の事務局とは、庶務を行う部局であり、附属機関を設置した執行機関において定めるものである。当審査会の事務局は、審査会条例施行規則第7条において総務部情報公開課であることが明確に定められており、当審査会の文書に係る不削除決定処分に対する異議申立ての審査においても例外はない。
- 5 よって、前件不削除決定処分を行った実施機関の担当課が、当該不削除決定処分に係る異議申立ての審査を行った当該会議においても当審査会の事務局であることは、条例に則ったことであるから、総務部情報公開課が当審査会の事務局として当該会議における審査に関する情報を知り得たことをもって当該情報が条例上、不開示情報には該当しないとする理由とはならない。
- 6 以上のとおり、異議申立人の主張には理由がなく、当該会議の会議録のうち審査に係る部分を開示しないとした実施機関の処分に誤りはないので、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査手続きについて

本件異議申立ては、当審査会の会議録に関するものであるから、当審査会はその内容を十分把握しており、また、本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求めて異議申立人に意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

豊情個審答申第40号
平成23年(2011年)3月10日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分訂正等決定処分について(答申)

平成22年8月12日付け諮問第32号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「平成21年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護審査会会議録」の一部を訂正しないとした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件処分」という。）ため、異議申立人は、前件処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

審査会の平成21年度第4回会議（以下「当該会議」という。）においては、前件異議申立てについて、前件処分に係る実施機関の一つである教育委員会の口頭説明及び異議申立人の口頭意見陳述を行い、これを踏まえて審査会が審査を行った。

なお、異議申立人は、当該会議の会議録（以下「本件会議録」という。）について、平成22年4月6日付けで自己情報の開示請求を行っており、豊中市長は、異議申立人が行った口頭意見陳述を記録した部分及び豊中市教育委員会の口頭説明に係る部分を開示している。

2 本件訂正請求

異議申立人は、平成22年5月10日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第33条第1項の規定に基づき、豊中市長（以下「本件実施機関」という。）に対し、本件会議録のうち、自己情報について訂正を求める請求をした。

3 本件実施機関の決定

本件実施機関は、平成22年6月7日、本件会議録の一部について訂正しない旨の決定を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、平成22年7月20日、当該決定処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、本件実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

第三 異議申立ての趣旨

本件実施機関が行った本件会議録の一部を訂正しないとした決定を取り消すことを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

1 本件実施機関は、本件会議録のうち、実施機関が訂正せず、追記をするとした部分

についても、「追記」ではなく「訂正」として取り扱うべきである（主張1）。

- 2 審査会における口頭意見陳述の場合において、異議申立人が意見書の提出を申し出、審査会会長が「はい」と言って頷いたことを本件会議録に記載すべきである（主張2）。
- 3 本件会議録の自己情報開示請求を行った際、開示を受けた文書の中には異議申立人が提出した資料が添付されていなかったため、当該資料を会議録に添付すべきである。また、自己情報部分開示決定が誤っていたのであるから、訂正すべきである（主張3）。

第五 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 条例は自己情報の訂正請求権を認めているが、条例に基づく訂正請求は自己情報の「事実」に関する事項に誤りがあると思料するときに行うことができるものであり、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付して請求しなければならないものである。
- 2 審査会の会議録は、審査に必要な事項を記録するものであり、どのような内容・形式とするかは、審査会の裁量である。
- 3 主張1について
異議申立人による口頭意見陳述の記録は、異議申立人の主張を確認するために行うものであり、当該口頭意見陳述においては、異議申立人の発言を録音し、当該録音データを反訳して、できる限り異議申立人の発言をそのまま記した。
異議申立人が訂正を求めた「事実」のうち、審査会事務局が保有する録音データにより、反訳に誤りがあると確認ができた部分については訂正を行ったが、反訳に誤りがあるとは確認できない部分については、事実と誤りがあるとは確認できないため、訂正しなかった。
なお、自己情報の訂正請求に対しては不訂正とするが、異議申立人自身が行った口頭意見陳述であるため、当該口頭意見陳述における発言の「修正」があったものとして追記した。
- 4 主張2について
異議申立人が主張する「事実」は録音データからは確認することができなかったため訂正しなかったものである。
意見書の提出については、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第7条に基づき、審査会が定める期間内であれば提出することができるものであり、口頭意見陳述の場合審査会会長の許可を得なければ行うことができないものではないから、口頭意見陳述の記録として会議録に記載しなければならないものではない。
- 5 主張3について
異議申立人が提出した資料を会議録に添付すべきとの主張は、自己情報の事実に関する事項についての誤りの訂正を求めるものではない。また、異議申立人が求めるまでもなく、会議録に添付されているため訂正すべき事実がない。
- 6 以上の次第で、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、自己情報の一部について訂正をしないとした決定に誤りはない。

第六 審査会の判断

- 1 条例第32条第1項は、実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、訂正を請求することができる」と規定するとともに、条例第33条第2項では、訂正請求をする際には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付して請求しなければならないと規定しているものであるところ、条例が自己情報の訂正請求権を付与した趣旨は、実施機関に事実と異なる事項が記録されることによって、個人が不利益な取扱いを受けることを防止するためである。ただし、条例に基づく自己情報の訂正請求権によって訂正を求めることができるのは「事実に関する事項」に限られる。
- 2 ところで、当審査会の会議録は、審査をするのに必要な事項を記録するためのものであり、どのような形式・内容とするかは、当審査会の裁量によるのである。
- 3 そこで、異議申立人の各主張について検討する。

(1) 主張1について

異議申立人は、本件実施機関が訂正しないとした部分についても、「追記」ではなく、「訂正」として取り扱うよう主張している。

しかしながら、条例に基づく自己情報の訂正請求は、「事実」に関して誤りがある場合にその誤りを訂正するものであり、録音データにより反訳の誤りが確認できなかった部分について訂正しないとした本件実施機関の判断に誤りはない。

なお、訂正請求に対しては訂正しないものとしたが、異議申立人から発言の「修正」の申し出があったものとして、追記したことは、適切な取扱いである。

(2) 主張2について

異議申立人が主張する事実は、録音データにおいて確認することができず、異議申立人においても異議申立人自身の記憶による陳述書のほかには証拠を示していないのであるから、本件会議録を訂正しないとした本件実施機関の判断に誤りはない。異議申立人は、審査会条例第7条に基づき意見書を提出することができ、口頭意見陳述の場で審査会会長の許可を得なければ意見書を提出することができないものではないのであるから、当審査会における会議録に記録しなければならない事項ではなく、会議録の訂正をしなければ異議申立人が不利益を被るというものでもない。

(3) 主張3について

異議申立人は、訂正請求の時点においては、異議申立人が提出した資料を会議録に添付することを求めていたが、審査会事務局が保管する本件会議録には、当該資料が添付されている。

また、異議申立書等においては、自己情報部分開示決定が誤っている旨を主張しているが、当該自己情報部分開示決定に対する不服は、自己情報の訂正請求によって訂正を求めることができるものではない。なお、当該自己情報部分開示決定は、当該資料を含めた自己情報について部分開示決定を行ったものであるから、当該決定自体に誤りはなく、また、部分開示決定をした自己情報の一部の開示がされていないとしても、「自己情報の事実に関する事項」の誤りではない。

いずれにしても条例に基づく自己情報の訂正請求によって訂正を求めることができる内容ではない。

- 4 以上のとおり、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、本件会議録を訂正しないとした本件実施機関の処分に誤りはない。よって、「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査手続きについて

本件異議申立ては、当審査会の会議録に関するものであるから、当審査会はその内容を十分把握しており、また、本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求めて異議申立人に意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
利 用 者 数	108,135	2,669 (-377)	110,804

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,442冊、他の行政資料等6,645冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成22年度の利用者数は、2,669人（1ヶ月当たり約222人で前年比32人の減）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成21年度まで	平成22年度	合 計
閲 覧	86,716	3,419 (385)	90,135
視 聴	2,496	62 (-121)	2,558
複 写	40,553	2,030 (231)	42,583
提 供	51,385	848 (-29)	52,233
相 談	15,974	578 (224)	16,552
販 売	3,437	125 (45)	3,562
合 計	200,561	7,062 (735)	207,623

* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	270	6	175	124	40	10	625	80	154	234
5	286	8	181	86	27	19	607	91	111	202
6	269	4	156	71	32	9	541	83	127	210
7	288	4	189	86	37	12	616	81	154	235
8	322	7	195	75	33	9	641	109	158	267
9	340	12	184	41	38	8	623	97	135	232
10	277	7	152	80	81	12	609	110	122	232
11	276	1	150	51	47	5	530	93	101	194
12	218	3	134	42	63	6	466	76	112	188
1	283	3	154	73	57	3	573	84	132	216
2	281	7	169	61	72	12	602	69	155	224
3	309	0	191	58	51	20	629	62	173	235
計	3,419	62	2,030	848	578	125	7,062	1,035	1,634	2,669

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)	月	数量 (個)	収入額 (円)
4	171	1,479	17,230	4	1	250
5	127	1,006	13,486	5	5	1,250
6	147	858	31,756	6	0	0
7	165	1,530	23,476	7	0	0
8	186	1,205	17,714	8	0	0
9	174	2,277	44,188	9	0	0
10	133	1,471	38,311	10	0	0
11	139	812	18,230	11	1	250
12	111	1,236	19,846	12	6	1,500
1	130	2,361	76,524	1	3	750
2	158	1,270	18,538	2	1	250
3	179	2,955	34,222	3	1	250
計	1,820	18,460	353,521	計	18	4,500

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、複写枚数×10円=収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	〃	1,200	0	0
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	2	15,000
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	0	0
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	1	7,800
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	0	0
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	0	0
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	1	7,800
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市史(通史1)	〃	9,200	5	46,000
13	豊中市史(通史2)	〃	8,500	6	51,000
14	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
15	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	4	6,000
16	豊中の工業(平成9年調査結果)	〃	100	0	0
17	豊中の工業(平成8年以前の調査結果)	〃	500	0	0
18	豊中の商業(一般飲食店編)	〃	500	0	0
19	豊中の商業(卸売小売業編)	〃	500	0	0
20	豊中の商業	〃	300	1	300
21	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	1	400
22	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	〃	200	2	400
23	とよなかまっぷ	広報広聴課	200	32	6,400
24	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策室	3,000	0	0
25	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	1	3,000
26	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
27	豊中市住居表示白全図	市民課	200	2	400
28	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画課	1,000	4	4,000
29	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	3	600
30	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	38	7,600
31	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	0	0
32	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興課	500	9	4,500
小 計				112	161,200

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)	販売数(冊)	金額(円)
33	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 11	とよなか都市 創造研究所	1,000	0	0
34	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 12	〃	1,000	0	0
35	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 13	〃	1,000	4	4,000
36	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 14	〃	1,000	4	4,000
37	次世代を担う豊中市職員の人材育成のあり方に関する基礎調査	〃	300	0	0
38	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究	〃	500	0	0
39	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究2	〃	500	0	0
40	基礎自治体の自律性に関する研究	〃	500	0	0
41	基礎自治体の自律性に関する研究Ⅱ	〃	500	1	500
42	政策立案に資する都市情報データベース構築への提言	〃	500	0	0
43	政策立案に資する都市情報データベース構築への提言Ⅱ ー領域・役割・経験にみる効果的な利用形態ー	〃	500	1	500
44	市民のまちづくりへのかかわり方に関する研究 ー豊中市行政の施策・事業等における市民のかかわり状況調査ー	〃	500	1	500
45	若年層の地域活動への参加促進と地域コミュニティ活動化の考察	〃	500	2	1,000
小 計				13	10,500
合 計				125	171,700

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	21年度まで	22年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(42.4%) 85,096	(36.8%) 2,601	(42.2%) 87,697
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(2.5%) 5,001	(0.1%) 11	(2.4%) 5,012
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(0.9%) 1,797	(0.0%) 0	(0.9%) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(11.8%) 23,648	(23.6%) 1,666	(12.2%) 25,314
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.1%) 4,202	(0.0%) 2	(2.0%) 4,204
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.2%) 8,346	(2.0%) 141	(4.1%) 8,487
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルリング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(4.4%) 8,928	(3.5%) 249	(4.4%) 9,177
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(13.5%) 27,108	(28.6%) 2,022	(14.0%) 29,130
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.3%) 4,660	(3.1%) 216	(2.4%) 4,876
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(5.2%) 10,465	(1.8%) 124	(5.1%) 10,589
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(0.9%) 1,718	(0.1%) 5	(0.8%) 1,723
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.1%) 4,124	(0.2%) 12	(2.0%) 4,136
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(7.7%) 15,468	(0.2%) 13	(7.5%) 15,481
合計		200,561	7,062	207,623

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかもっぷ
②国の刊行物	国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成22年度)

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成23年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議 (部会有) (※1)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	3	公 開	0
2	豊中市改革創造会議 (部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	8	公 開	259
3	防災会議	附属機関	危 機 管 理 室	1	公 開	0
4	国民保護協議会	附属機関	危 機 管 理 室	未開催	公 開	0
5	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附属機関	総 務 部 課 情 報 公 開	3	一部非公開	0
6	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総 務 部 課 情 報 公 開	4	非 公 開	0
7	特別職報酬等審議会	附属機関	総 務 部 室 人 材 育 成	1	公 開	0
8	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附属機関	総 務 部 室 人 材 育 成	3	非 公 開	0
9	非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	総 務 部 室 人 材 育 成	未開催	非 公 開	0
10	施設総合管理業務委託にかかる総合 評価一般競争入札審査委員会	附属機関	総 務 部 室 契 約 検 査	1	非 公 開	0
11	人権文化のまちづくりをすすめる協 議会	附属機関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 企 画	2	一部非公開	0
12	豊中市同和問題解決推進協議会	附属機関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 企 画	3	一部非公開	1
13	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人 権 文 化 部 課 豊 中 人 権 ま ち づ くり セ ン タ	1	公 開	2
14	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人 権 文 化 部 課 男 女 共 同 参 画 推 進 課	1	一部非公開	0
15	男女共同参画審議会	附属機関	人 権 文 化 部 課 男 女 共 同 参 画 推 進 課	3	公 開	9
16	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ指定管理者選定委員会	準ずる機関	人 権 文 化 部 課 男 女 共 同 参 画 推 進 課	2	非 公 開	-

平成23年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
17	外国人市民会議	準ずる機関	人 権 文 化 部 室 文 化 芸 術 ・ 国 際 室	5	公 開	2
18	文化芸術振興審議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 室 文 化 芸 術 ・ 国 際 室	2	公 開	2
19	とよなか国際交流センター指定管理者選定委員会	準ずる機関	人 権 文 化 部 室 文 化 芸 術 ・ 国 際 室	2	非 公 開	-
20	総合計画審議会（部会有）	附 属 機 関	政 策 企 画 部 室 企 画 調 整 部 室	未開催	公 開	0
21	公共事業再評価委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 企 画 調 整 部 室	未開催	公 開	0
22	行政評価制度検討委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 企 画 調 整 部 室	5	公 開	5
23	市民公益活動推進委員会 （部会有）	附 属 機 関	政 策 企 画 部 室 コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 室	8	一部非公開	4
24	地域自治システム調査検討委員会 （部会有）（※2）	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 コ ミ ュ ニ テ ィ 政 策 室	6	公 開	15
25	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 情 報 政 策 部 室	1	公 開	0
26	とよなか都市創造研究所運営委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 と よ な か 都 市 創 造 研 究 所	3	非 公 開	0
27	環境審議会（部会有）	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 部 室	4	公 開	12
28	環境保全審査会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 部 室	5	公 開	3
29	都市デザイン委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 部 室	3	公 開	1
30	E S Tモデル事業推進委員会	準ずる機関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 部 室	3	公 開	0
31	豊中市都市景観行為規制判定委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 部 室	未開催	一部非公開	0
32	廃棄物減量等推進審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 廃 棄 物 対 策 推 進 課	6	公 開	19

平成23年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
33	労働問題協議会	準ずる機関	市民生活部 地域経済振興室	休止中	非公開	0
34	個別労働関係紛争調査委員会	準ずる機関	市民生活部 地域経済振興室	4	一部非公開	0
35	労働会館運営委員会	準ずる機関	市民生活部 地域経済振興室	2	公開	0
36	消費生活審議会	附属機関	市民生活部 消費生活課	1	一部非公開	0
37	千里文化センター市民運営会議	準ずる機関	市民生活部 千里文化センター	6	公開	10
38	民生委員推薦会	附属機関	健康福祉部 地域福祉課	4	非公開	0
39	健康福祉審議会	附属機関	健康福祉部 地域福祉課	3	公開	0
40	健康福祉サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 地域福祉課	4	非公開	0
41	障害者施策推進協議会	附属機関	健康福祉部 障害福祉課	2	公開	14
42	介護給付費等支給審査会（※3）	附属機関	健康福祉部 障害福祉課	12	非公開	0
43	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健康福祉部 障害福祉センターひまわり	1	公開	0
44	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	3	非公開	0
45	介護認定審査会（※4）	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	12	非公開	-
46	介護保険事業運営委員会 （部会有）	附属機関	健康福祉部 高齢福祉課	7	一部非公開	11
47	介護保険施設・地域密着型サービス 事業者候補選定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	5	非公開	0
48	豊中市立特別養護老人ホームほづみ 及び豊中市立介護老人保健施設かが やき指定管理者選定委員会（※5）	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	4	非公開	-

平成23年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
49	豊中市立老人デイサービスセンター指定管理者選定委員会（※6）	準ずる機関	健康福祉部 高齢福祉課	4	非公開	-
50	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 健康支援室	12	非公開	0
51	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 健康支援室	1	公開	0
52	公害健康被害診療報酬審査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	12	非公開	0
53	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	未開催	非公開	0
54	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	未開催	非公開	0
55	食育推進協議会	準ずる機関	健康福祉部 健康支援室	2	公開	0
56	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 健康保険窓口センター 健康保険給付課	3	公開	4
57	豊中市母子福祉センター指定管理者選定委員会（※7）	準ずる機関	こども未来部 こども家庭支援課	2	非公開	-
58	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	こども未来部 子育て支援課	3	公開	4
59	都市計画審議会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	3	公開	4
60	建築審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	3	一部非公開	0
61	開発審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	2	一部非公開	7
62	豊中市都市計画マスタープラン策定検討委員会	準ずる機関	まちづくり推進部 都市計画課	4	公開	3
63	豊中都市計画事業野田土地区画整理審議会	附属機関	まちづくり推進部 市街地整備室	未開催	一部非公開	0
64	豊中市営住宅及び豊中市立豊中駅西自転車駐車場指定管理者選定委員会（※8）	準ずる機関	まちづくり推進部 住宅市街地整備室	4	非公開	-

平成23年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
81	公民館運営審議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 中 央 公 民 館	5	公 開	1
82	スポーツ振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 ス ポ ー ツ 振 興 課	1	公 開	0
83	豊中市立体育施設指定管理者選定委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 ス ポ ー ツ 振 興 課	4	非 公 開	-
	附属機関	50		149		122
	準ずる機関	33		103		298
	合計	83		252		420

注)

※1 平成22年9月22日付廃止

※2 平成23年3月31日付廃止

※3 介護給付費等支給審査会は、39回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※4 介護認定審査会は、526回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※5 平成22年8月6日付廃止

※6 平成22年11月9日付廃止

※7 平成22年10月1日付廃止

※8 平成22年7月27日付廃止

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

Ⅵ. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成21年8月24日～平成23年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学名誉教授	
副 会 長	園 田 寿	大学院教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	小早川 謙 一	商工会議所専務理事	
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	宮 下 幾久子	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	三 宅 英 二	連合豊中議長	22年10月4日まで
〃	福 井 正 敏	連合豊中議長	23年2月3日から
〃	井 上 典 之	大学院教授	
〃	加 賀 有津子	大学院教授	
〃	高 橋 明 男	大学院教授	
〃	鈴 木 和 子	市民 (公募)	
〃	高 田 耕 平	市民 (公募)	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員6人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成23年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第1回)	運用状況の報告
	9月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 運用状況の報告
	10月19日	(第2回)	会長等の選出について 住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか る本人告知制度について

			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	12月 9日	(第 3 回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	2月10日	(第 4 回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	3月23日	(第 5 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
22年度	6月23日	(第 1 回)	住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかかわる本人告知実施要領について 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 運用状況の報告
	11月1日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	3月17日	(—)	豊中市個人情報保護条例に基づく苦情の申出に係る処理
	3月29日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議

計 67回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成21年10月1日～平成23年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	佐 野 久美子	弁 護 士	
会長代理	塩 川 茂	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 教 授	
〃	前 田 雅 子	〃	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成23年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか	
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ	
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告	
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査	
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）	
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査	
	5月23日	(第8回)	〃	
	6月10日	(第9回)	〃	
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査	
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	11月25日	(第2回)	〃	
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）	
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）	
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査	
	3月21日	(第6回)	〃	
	4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
5月26日		(第8回)	〃	
6月29日		(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査	
7月28日		(第10回)	〃	
8月24日		(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか	
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査	
1月19日		(第14回)	〃	
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明	
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
3月12日		(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度		4月 9日	(第1回)	〃

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について 情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取

22年度	4月20日	(第1回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	8月5日	(第2回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	10月5日	(第3回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査
	1月25日	(第4回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関する審査

計 140回開催

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

公布 沿革	平成13年	4月2日	条例第28号
	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号
	平成22年	12月22日	条例第33号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者

- (5) 市税の納税義務者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは
地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報
（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。
（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあっては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が

定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

（行政文書の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

（行政文書の目録の作成及び閲覧）

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19.3.30条例8）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20.3.26条例3抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22.12.22条例33抄）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。〔以下略〕

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月	1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月	31日	条例第7号
	平成19年	3月	23日	条例第1号
	平成19年	3月	30日	条例第8号
	平成20年	3月	26日	条例第3号
	平成21年	4月	1日	条例第18号
	平成22年	12月	26日	条例第33号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	収集等の一般的制限（第6条）
第2節	個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節	個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	自己情報の開示等
第1節	自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節	訂正，削除等の請求（第32条—第50条）
第5章	苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章	雑則（第59条—第62条）
第8章	罰則（第63条—第69条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示，訂正，削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに，個人情報の保護に関し必要な事項を定め，行政の適正な執行を図ることにより，個人の権利利益を保護し，もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，上下水道事業管理者，病院事業管理者，消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した個人情報であつて，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて，次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか，一定の事務の目的を達成するために氏名，生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が，公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し，又は取得した個人情報であつて，

当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該個人情報が公知のものであるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（安全確保の措置等）

- 第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。
（職員等の義務）
- 第9条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（処理委託に係る安全確保の措置等）
- 第10条** 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
（受託者等の義務）
- 第11条** 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（指定管理業務に係る安全確保の措置等）
- 第11条の2** 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。
（指定管理者等の義務）
- 第11条の3** 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 第3節 個人情報の利用及び提供**
（利用及び提供の制限）
- 第12条** 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。
- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。
（外部提供に係る安全確保の措置等）
- 第13条** 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。
- 2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めたととき又はそのおそれがあると認めたとときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。
（外部提供を受けた者等の義務）

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの

(2) 試験的又は一時的に用いるもの

(3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの

(4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし, 若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて, 開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって, 当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより, 人の生命, 健康, 生活又は財産の保護, 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により, 又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

第 21 条 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において, 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは, 開示請求者に対し, 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において, 当該情報のうち, 氏名, 生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより, 開示しても, 開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは, 当該部分を除いた部分は, 同号の情報に含まれないものとみなして, 前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

第 22 条 実施機関は, 開示請求に係る自己情報に不開示情報(第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても, 公益上特に必要があると認めるときは, 開示請求者に対し, 当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は, 前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には, 開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し, 当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで, 不開示情報を開示することとなるときは, 実施機関は, 当該自己情報の存否を明らかにしないで, 当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは, その旨の決定をし, 開示請求者に対し, 速やかに, その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は, 開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は, 開示をしない旨の決定をし, 開示請求者に対し, 速やかに, その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は, 第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは, 当該通知に, 当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は, 開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし, 第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては, 当該補正に要した日数は, 当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは, 開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において, 実施機関は, 同項に規定する期間内に, 開示請求者に対し, 当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（不開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等を行うべきである。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの自己情報について開示決定等を行う期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。
(費用負担)

第 30 条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(他の制度との調整)

第 31 条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手続)

第 33 条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。

- 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

第 34 条 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第 35 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 36 条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第 37 条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 38 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第 39 条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第 40 条 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第 42 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
（削除等請求の手続）

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。
（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。
（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

第48条 前条第1項及び第2項の決定（以下「削除等決定等」という。）は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日（第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等を行うこととするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報に不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

第 61 条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第 62 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第 8 章 罰則

第 63 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

第 64 条 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 65 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 66 条 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。

第 67 条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第 68 条 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 69 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 21. 4. 1 条例 18）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 22. 12. 22 条例 33 抄）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

- 2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行〕
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行〕
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行〕

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成23年（2011年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653